

障がい者・児

福祉のしおり



千曲市キャラクター あん姫

千 曲 市

留意事項

- ① 福祉サービスを利用するためには、事前申請または申込みが必要な場合があります。
- ② この「福祉のしおり」に記載されている金額・数値及び対象者等は、改正等により変更になることがあります。
- ③ 文章中では基本的に「障がい」と表記していますが、法令等で定められているものについては「障害^{がい}」と表記しています。
(障害者手帳、障害年金など)

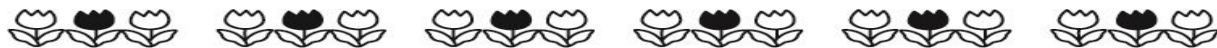
しおりをお読みいただき、ご不明な点は
担当窓口にご相談ください。



しおりに掲載されている各種サービスを受けるには、障害者手帳の取得など、一定の条件が必要な場合があります。手帳の種別・等級等により、受けられるサービスも異なります。

手帳取得のための、各種交付申請書等は長野県のホームページに掲載されています。

また、手帳を所持している方が転出する場合は、自治体ごとにサービス内容が違いますので、転出先の市区町村窓口で、住所等の変更をし、必要な手続きを確認してください。



◎身体障害者手帳について

内容	<p>身体障害者手帳は、身体に障がいのある方が、様々な福祉施策を利用するために必要な手帳です。また、身体障害者福祉法によるサービス以外でも、手帳の提示により、電車、バスなどの交通機関を割引料金で利用することもできます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がいの程度により、1～6級に区分されます。 ・県の判断により一定期間をおいて再認定を指定される場合があります。
手続きに必要なもの	<p>① 身体障害者手帳交付申請書 ② 指定医師による診断書・意見書 ③ 個人番号カードまたは通知カード ④ 写真1枚(縦4cm×横3cm 正面脱帽) ⑤ 本人確認書類(コピー不可)</p>
<p>申請後、交付決定の可否については、長野県立総合リハビリテーションセンターで審査します。このため、結果が出るまでには2～3か月ほどかかります。</p>	

◎療育手帳について

内容	<p>療育手帳は、知的障がい者・児が一貫した療育援助を受け、また様々な福祉施策を受けやすくなることを目的としたものです。なお、知的障害者福祉法による援護以外でも、手帳の提示により、電車、バスなどの交通機関を割引料金で利用することもできます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がいの程度により、A1・A2・B1・B2に区分されます。
手続きに必要なもの	<p>① 療育手帳交付申請書 ② 写真1枚(縦4cm×横3cm正面脱帽) ③ 個人番号カードまたは通知カード ④ 本人確認書類(コピー不可)</p>
<p>申請後、交付決定の可否については、中央児童相談所または知的障害者更生相談所で判定・審査します。このため、結果が出るまでには1～2か月ほどかかります。</p>	

◎精神障害者保健福祉手帳について

内容	<p>精神障害者保健福祉手帳は、精神に障がいのある方が、様々な福祉施策を受けやすくなることを目的としたものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がいの程度により、1～3級に区分されます。2年単位で更新手続きが必要です。
手続きに必要なもの	<p>① 障害者手帳申請書 ② 医師の診断書(手帳用) ③ 写真1枚(縦4cm×横3cm正面脱帽) ④ 個人番号カードまたは通知カード ⑤ 本人確認書類(コピー不可)</p>
<p>申請後、交付決定の可否については、長野県精神保健福祉センターで審査します。このため、結果が出るまでには2～3か月ほどかかります。 精神の障がいを理由に年金を受給されている方は診断書を用いない方法もありますので、窓口でご相談ください。</p>	

窓口	千曲市役所 福祉課 障がい者福祉係(内線 1271・1272・1273)
----	--------------------------------------

障がい程度別福祉サービス早見表(主なもの)

・○おおむね対象…所得制限がある場合や自己負担が発生する場合、同伴介護者も制度の適用となる場合等があります。

・△一部対象……所得状況や障がい内容、手帳の級が該当した場合、利用可能なサービスがあります。

		身体障害者手帳																
		視 覚						聴覚・平衡機能						音声・言語機能		肢体不自由 (上肢・下肢・体幹)		
福祉サービス		P	1級	2級	3級	4級	5級	6級	2級	3級	4級	5級	6級	3級	4級	1級	2級	
在宅福祉サービス	補装具費の支給	13	障がいの程度・内容により支給します															
	日常生活用具の給付	14~	障がいの程度・内容により支給します															
	紙おむつ購入扶助(3~64才)	17	○	○						○							○	○
	タイムケア事業	19	○	○	△	△	△	△	○	△	△	△	△	△	△	△	○	○
	入浴施設等利用料減額	20	○	○	○	△	△	△	○	○	△	△	△	○	△	○	○	○
移動支援	運賃の割引(JR・私鉄)	21	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	循環バス無料乗車券の交付	21	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	タクシー料金 10%割引	22	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	タクシー料金助成回数券	22	○														△	△
	有料道路通行料の割引	23	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	自動車改造費用の助成	23	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	自動車運転免許取得費用助成	23								△	△	△			○	○	△	△
	信州パーキング・パーミット	25	○	○	○	○			○	○							○	○
医療	自立支援医療 更生育成医療	26	内容については本文をご覧ください															
	自立支援医療 精神通院医療	26																
	福祉医療費給付金	27	○	○	○	△			○	○	△			○	△	○	○	
税金	市県民税の障害者控除	28	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	自動車税・軽自動車税減免	30~	○	○	○	○			○	○				△		○	○	
年金・手当等	障害基礎年金	33	年金の支給対象となる障がい程度は、別に定められています															
	障害厚生年金・障害共済年金等	34	年金の支給対象となる障がい程度は、別に定められています															
	心身障害者扶養共済年金	35	○	○	○				○	○				○			○	○
	特別児童扶養手当	36	○	○	○				○	○				○			○	○
	障害児福祉手当	38	内容については本文をご覧ください															
	特別障害者手当	38	内容については本文をご覧ください															
	重度要介護家庭介護者慰労金	39	内容については本文をご覧ください															
	特定疾患等見舞金	39																
	腎臓機能障害者通院扶助	40	内容については本文をご覧ください															
	社会福祉施設等通所扶助	40	内容については本文をご覧ください															
コミュニケーション	NHK 放送受信料の減免 (全額)	42	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	NHK 放送受信料の減免 (半額)	42	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△			△	△	
	各種携帯電話料金の割引	43	内容については本文をご覧ください															
	ヘルプマーク・カード	43	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	郵便による投票(選挙)	45	内容については本文をご覧ください															

障がい程度別福祉サービス早見表(主なもの)

・○おおむね対象…所得制限がある場合や自己負担が発生する場合、同伴介護者も制度の適用となる場合等があります。

・△一部対象………所得状況や障がい内容、手帳の級が該当した場合、利用可能なサービスがあります。

身体障害者手帳				内部				療育手帳				精神障害者 保健福祉手帳			難病	P	福祉サービス	
肢体不自由 (上肢・下肢・体幹)								A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級				
3級	4級	5級	6級	1級	2級	3級	4級											
障がいの程度・内容により支給します																△	13	補装具費の支給
障がいの程度・内容により支給します																	14~	日常生活用具の給付
				○	○			○								17	紙おむつ購入扶助(3~64才)	
△	△	△	△	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	19	タイムケア事業	
○	△	△	△	○	○	○	△	○	○	△	△	○	○	△		20	入浴施設等利用料減額	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		21	運賃の割引(JR・私鉄)	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	21	循環バス無料乗車券の交付	
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		22	タクシー料金10%割引	
△				○				○	○			○			○	22	タクシー料金助成回数券	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							23	有料道路通行料の割引	
△	△	△	△	△	△	△	△									23	自動車改造費用の助成	
△	△	△	△					○	○	○	○	△	△	△		23	自動車運転免許取得費用助成	
△	△	△	△	○	○	○	○	○	○			○			○	25	信州パーキング・パーミット	
内容については本文をご覧ください																	26	自立支援医療 更生育成医療
												○	○	○		26	自立支援医療 精神通院医療	
○	△			○	○	○	△	○	○	○		△	△			27	福祉医療費給付金	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		28	市県民税の障害者控除	
△	△	△	△	○	○	○		○	○			○				30~	自動車税・軽自動車税の減免	
年金の支給対象となる障がい程度は、別に定められています																	33	障害基礎年金
年金の支給対象となる障がい程度は、別に定められています																	34	障害厚生年金・障害共済年金等
○				○	○	○		○	○	○	○	△	△	△		35	心身障害者扶養共済年金	
○	△			△	△	△		○	○	△	△	△	△			36	特別児童扶養手当	
内容については本文をご覧ください																	38	障害児福祉手当
内容については本文をご覧ください																	38	特別障害者手当
内容については本文をご覧ください																	39	重度要介護家庭介護者慰労金
															○	39	特定疾患等見舞金	
内容については本文をご覧ください																	40	腎臓機能障害者通院扶助
内容については本文をご覧ください																	40	社会福祉施設等通所扶助
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		42	NHK放送受信料の減免 (全額)	
				△	△			△	△			△				42	NHK放送受信料の減免 (半額)	
内容については本文をご覧ください																	43	各種携帯電話料金の割引
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	43	ヘルプマーク・カード	
内容については本文をご覧ください																	45	郵便による投票(選挙)

目次

I 相談窓口	1~3
II 障害者団体・福祉関係団体一覧	4
III 障害者総合支援法について	
1 サービスの内容について	5
2 サービスの利用手続きについて	6
IV 児童福祉法について	
1 サービスの内容について	
* 高額障害福祉サービス等給付費(サービス利用料の償還)について	7
V 福祉サービス提供事業所等一覧	8~11
VI 地域活動支援センター一覧	12
VII 在宅福祉サービス	
1 補装具費の支給を受けるには	13
2 日常生活用具の給付を受けるには	14~16
3 車いすの貸し出し(千曲市社会福祉協議会)	17
4 軽度・中等度難聴児補聴器購入の助成について	17
5 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業について	17
6 在宅重度障害者紙おむつ購入扶助費支給について(千曲市単独事業)	17
7 ごみ袋の減免販売	17
8 配食サービス事業について	18
9 障害者にやさしい住宅改良促進事業について	18
10 在宅重度身体障害者の訪問理美容サービス事業について(千曲市単独事業)	18
11 訪問入浴サービスについて	18
12 タイムケア事業	19
13 手話通訳者・要約筆記者を利用するには	19
14 点訳・朗読奉仕員の活動(千曲市社会福祉協議会)	19
15 在宅介護者の交流事業(千曲市社会福祉協議会)	20
16 入浴施設等利用料減額	20
VIII 移動支援	
1 運賃等の割引を受けるには	
(1) JR運賃等の割引	21
(2) 千曲市循環バス無料乗車券(千曲市単独事業)	21
(3) タクシー運賃の割引	22
① タクシー運賃 10%割引	22
② タクシー利用料金助成回数券(千曲市単独事業)	22
2 車いす移送自動車・寝たきり移送自動車の貸し出し(千曲市社会福祉協議会)	22
3 航空旅客運賃の割引	22
4 有料道路(高速道路等)通行料・一般自動車道使用料の割引	23
5 自動車改造費用の助成	23
6 自動車運転免許取得費用の助成	23
7 駐車禁止規制の適用除外	24
8 身体障がい者補助犬の給付	24
9 信州パーキング・パーミット制度	25

IX 医療

1 医療支援を受けるには	
(1) 自立支援医療《更生医療(18歳以上)・育成医療(18歳未満)の給付》	26
(2) 自立支援医療《精神障がい者の精神通院医療費の公費負担》	26
(3) 障がい者歯科診療	26
2 在宅重度心身障害(児)者の訪問歯科検診	27
3 福祉医療費給付金(一部千曲市単独事業)	27
4 難病等に関する医療費の給付について	27

X 税金

1 控除	
(1) 所得税及び市県民税に関する障がい者の所得控除	28
(2) 所得税・市県民税に関する医療費控除	28
(3) 相続税に関する障害者控除(国税)	28
2 非課税	
(1) 利子等の非課税(障害者等マル優)(国税)	29
(2) 贈与税の非課税(国税)	29
(3) 消費税の非課税(国税、県税)	29
(4) 個人事業税の非課税(県税)	29
(5) 個人市・県民税の非課税(県税、市税)	29
3 減額　バリアフリー改修に係る固定資産税の減額措置	29
4 自動車税(県税)、軽自動車税(市税)の減免	30~31

XI 年金・手当等

1 障がい者に対する手当等の概要	32
2 年金を受けるには	
(1) 障害基礎年金	33
(2) 障害厚生年金・障害共済年金等	34
(3) 特別障害給付金	34
(4) 心身障害者扶養共済年金	35
(5) 心身障害者扶養共済年金加入助成金(千曲市単独事業)	35
3 手当等を受けるには	
(1) 特別児童扶養手当	36
(2) 児童扶養手当	37
(3) 障害児福祉手当	38
(4) 特別障害者手当	38
(5) 交通・災害遺児等に対して	39
① 交通・災害遺児見舞金(千曲市社会福祉協議会)	39
② 交通・災害遺児等福祉金(千曲市単独事業)	39
③ 自動車事故重度後遺障がい者介護料	39
(6) 重度心身障がい者・児の介護者等に対して	39
① 重度要介護高齢者等家庭介護者慰労金(千曲市単独事業)	39
② 在宅重度障害児介護手当(千曲市単独事業)	39

目次

(7) 特定疾患等患者見舞金(千曲市単独事業)	39
(8) 腎臓機能障害者通院扶助(千曲市単独事業)	40
(9) 入所・通所・通園・通学者等に対して	40
① 社会福祉施設等通所等扶助(千曲市単独事業)	40
② 障害児・者施設訪問看護サービス補助	40
(10) 外国人高齢者及び外国人心身障害者特別給付金(千曲市単独事業)	40
4 生活福祉資金の貸付けを受けるには(千曲市社会福祉協議会)	40
XII コミュニケーション	
1 聴覚障がい者の支援システム	
(1) 電話リレーサービス(総務省)	41
(2) net119 緊急通報システム(千曲坂城消防本部)	41
2 情報の提供を受けるには	
(1) 点字・声による即時情報の提供	41
(2) 点字広報、テープ広報の発行(千曲市社会福祉協議会)	41
3 テープ・CD・DVD・図書を借りるには	
(1) 点字図書、声の図書の貸出	41
(2) 録音図書の貸出	41
(3) 字幕入りDVDの貸出	41
4 インターネットによる情報提供	
(1) 長野県のホームページ	42
(2) 千曲市のホームページ	42
5 郵便料金の免除及び点字ゆうパック等の運賃	
(1) 点字郵便物等の無料扱い	42
(2) 点字ゆうパック等の運賃	42
6 青い鳥郵便葉書の無料配布	42
7 NHK受信料の免除を受けるには	42
8 NTT関連のサービスについて	
(1) 無料電話番号案内(ふれあい案内)	43
(2) FAXによるサービス	43
9 携帯電話料金の割引サービスについて	43
10 電話お願い手帳Web版・アプリ版について	43
11 ヘルプマーク・ヘルプカードについて	43
XIII 文化・スポーツ	
1 県立の文化施設・少年の家を利用するときは	44
2 市内の文化施設等観覧料の免除	44
3 市内の社会体育施設等使用料の減免	44
4 ボランティアについて知りたいときは(千曲市社会福祉協議会)	44
5 NPOについて知りたいときは	44
6 長野県障がい者スポーツ協会のご案内	44
XIV 選挙	
1 郵便等による不在者投票をするには	45

I 相談窓口

1 障がい者福祉についての総合的なご相談は

千曲市福祉事務所（千曲市役所内）	〒387-8511 千曲市 杭瀬下 二丁目1番地 ☎ 026-273-1111 FAX:026-273-1004
健康福祉部 福祉課 障がい者支援係 内線 1275 障がい者福祉係 内線 1274	☎ 026-273-1111 FAX:026-273-8011 Eメール s-shien@city.chikuma.lg.jp Eメール s-fukushi@city.chikuma.lg.jp
健康福祉部 健康推進課 保健センター 健康増進係	☎ 026-273-1111 FAX:026-272-6558 内線 2121・2122 Eメール kenko@city.chikuma.lg.jp
長野保健福祉事務所 福祉課	〒380-0936 長野市 中御所 岡田 98番地1 ☎ 026-225-9057 FAX:026-223-7669

2 身体障がい者についての専門的なご相談は

身体障害者更生相談所 (長野県立総合リハビリテーションセンター更生相談室)	〒381-8577 長野市 下駒沢 618番地1 ☎ 026-296-3953(代) FAX:026-296-3943
--	--

3 知的障がい者についての専門的なご相談は

知的障害者更生相談所 (中央児童相談所)	〒380-0872 長野市 南長野 妻科 282番地7 ☎ 026-238-8010 FAX:026-238-8025
-------------------------	--

4 精神障がい者・難病患者及び保健・医療についての専門的なご相談は

千曲市役所 健康福祉部 健康推進課 保健センター 健康増進係	〒387-8511 千曲市 杭瀬下 二丁目1番地 ☎ 026-273-1111 内線 2121・2122 FAX:026-272-6558
長野保健福祉事務所 健康づくり支援課	〒380-0936 長野市 中御所 岡田 98番地1 ☎ 026-225-9039、026-225-9045 FAX:026-223-7669
長野県精神保健福祉センター (長野県立総合リハビリテーションセンター)	〒381-8577 長野市 大字下駒沢 618番地1 ☎ 026-266-0280 FAX:026-266-0502
こころの健康相談統一ダイヤル	☎ 0570-064-556 (平日9:30~16:00、18:30~22:30(受付22時まで) 土日・祝日年末年始除く。) “死にたい”“消えてしまいたい”“家族や知人が死にたいと訴える”“身内が自殺してつらい”など自殺に関する相談
(長野県精神障がい者在宅 アセスメントセンター「りんどう」)	医療機関が開いていない時間や主治医に連絡が取れない時に緊急に精神科医療を必要とする方のための電話相談窓口 ☎ 0265-81-9900 (17:30~翌朝 8:30)

5 発達障がい児(者)についての専門的なご相談は

長野県発達障がい情報・支援センター (長野県松本旭町庁舎内)	〒390-0802 松本市 旭 二丁目11番地30 ☎ 0263-37-2725 (平日 9:00~16:00)
-----------------------------------	---

6 療育についての相談・支援窓口

稲荷山医療福祉センター	〒387-0022 千曲市 大字 野高場 1835番地9 ☎ 026-272-1435
長野県稲荷山支援学校 (R8.4月より名称変更)	〒387-0022 千曲市 大字 野高場 1795番地 ☎ 026-272-2068 FAX:026-261-3453
千曲市総合教育センター(おおとりプラザ内)	〒387-0012 千曲市 大字 桜堂 100番地 ☎ 026-273-9101 FAX:026-273-9104
児童発達支援センター 「にじいろキッズらいふ」	〒380-0928 長野市 若里 6丁目6番地14号 ☎ 026-219-3781 FAX:026-223-6011
地域生活相談室 ベターデイズ	〒381-0036 長野市 平林 1丁目30番地1 ☎ 026-259-9975 FAX:026-259-9969

7 高次脳機能障がいについてのご相談は

長野県立総合リハビリテーションセンター 更生相談室	〒381-8577 長野市 下駒沢 618番地1 ☎ 026-296-3953(代) FAX:026-296-3943
------------------------------	--

8 障がい(身体・知的・精神)に関する相談・支援窓口

千曲市・坂城町にお住まいの方を対象に、障がいのある方が地域で安心して生活ができるよう、専門職員が面接、電話、訪問等により保健・福祉サービス利用の援助、就業に関する相談、その他生活全般に関する相談支援を行います。

千曲・坂城障がい者(児)基幹相談支援センター	〒389-0804 千曲市 大字戸倉 2388 番地 千曲市ふれあい福祉センター内2階 ☎ 026-275-0548 FAX:026-214-3013 Eメール cs-soudan@bh.wakwak.com ホームページ http://cs-soudan.pupu.jp/
------------------------	---

9 年金についての専門的なご相談は

日本年金機構長野南年金事務所	〒380-8677 長野市 岡田町 126 番地 10 ☎ 026-227-1284 FAX:026-226-5611
----------------	--

10 就労についての専門的なご相談は

篠ノ井公共職業安定所	〒388-8007 長野市 篠ノ井 布施高田 826 番地 1 ☎ 026-293-8609 FAX:026-292-8701
長野圏域障害者就業生活支援センター	〒380-0935 長野市 中御所 3 丁目 2 番地 1 号 ☎ 026-214-3737 FAX:026-214-3971 ※就職や職場定着支援及び職業生活・地域生活の相談・支援
長野障害者職業センター	〒380-0935 長野市 中御所 3 丁目 2 番 4 号 ☎ 026-227-9774 FAX:026-224-7089 ※雇用の促進と職業の安定を目的に、職業訓練、職業評価・職業準備支援・ジョブコーチ支援・職場復帰支援

11 高齢者福祉・介護についてのご相談は

千曲市役所 健康福祉部 高齢福祉課 高齢者係	〒387-8511 千曲市 杭瀬下 二丁目 1 番地 ☎ 026-273-1111 FAX:026-272-6302 内線 1154
千曲市基幹地域包括支援センター	☎ 026-273-1111 FAX:026-272-6302 内線 1182・1183
千曲市更埴川東地域包括支援センター	〒387-0011 千曲市 大字杭瀬下 13 番地 1 ☎ 026-213-5085 FAX:026-213-6089
千曲市戸倉上山田地域包括支援センター	〒389-0804 千曲市 大字戸倉 2388 番地 (千曲市ふれあい福祉センター内) ☎ 026-214-7780 FAX:026-214-7781

12 地域における身近なご相談は

(1)障害者相談員(任期:令和7年4月1日~令和9年3月31日)

内容	心身障がい者・児の更生援護、家庭における養育、生活等に関する相談に応じ、必要な指導助言を行うとともに、就学、就職等に関し、福祉事務所等関係機関と連絡調整を行います。			
	氏名	住所	電話番号	備考
	西原 年子	千曲市大字屋代	272-3758	身体障害者福祉協会
	宮島 清子	千曲市上山田温泉	276-6019	
	竹内 喜代子	千曲市大字千本柳	276-5356	
	尾崎 政昭	千曲市大字上山田	276-5047	視覚障害者福祉協会
	中村 由隆	千曲市大字千本柳	(FAX)276-7031	聴覚障害者協会
	岡田 由美子	千曲市大字稲荷山	273-2616	手をつなぐ育成会

(2)聴覚障害者相談員

内容	聴覚障がい者の日常生活、職業等の諸問題について相談に応じています。 長野県聴覚障がい者情報センター 〒381-0008 長野市 下駒沢 586 番地 サンアップル内 ☎ 026-295-3530 FAX:026-295-3567
----	---

(3) 民生児童委員・主任児童委員

内容	民生委員は児童委員を兼務し、生活に困っている方、児童、障がい者、高齢者、ひとり親家庭など援護を必要とする方の相談、指導、調査等を行います。主任児童委員は児童の相談、指導、調査を専門に行います。
相談等の種類	(1)生活一般に関する問題 (2)障がい者、児童、高齢者、ひとり親家庭などの福祉の問題
連絡先	各地区協議会の会長へお問い合わせいただくか、千曲市役所福祉課へお問い合わせください。

13 権利擁護・人権に関するご相談は

(1) 日常生活自立支援事業

内容	判断能力が十分でない方などが、介護等の福祉サービスを利用する際に、不利益を受けたり、トラブルが生じたりすることがないように、生活支援員等が福祉サービスの利用手続きの代行などの援助を行います。本人との契約が必要となります。 援助内容の主な例 ・福祉サービスに関する情報をお届けします。 ・福祉サービスを利用するときの手続きをお手伝いします。 ・福祉サービスの利用料のお支払いをお手伝いします。 ・日常生活に必要な預貯金の出し入れや預かりをお手伝いします。 ・年金や福祉手当の受け取りをお手伝いします。 詳細は、千曲市社会福祉協議会までお問い合わせください。
窓口	千曲市社会福祉協議会 ☎ 026-276-2687

(2) 成年後見制度についてのご相談は

千曲市成年後見支援センター	〒389-0804 千曲市大字戸倉 2388 番地(千曲市社会福祉協議会内) ☎ 026-276-2687 FAX:026-214-7776 Eメール sodan@chikuma-shakyo.jp
---------------	---

(3) 障がい者虐待についてのご相談は

千曲市役所 健康福祉部 福祉課 障がい者支援係	〒387-8511 千曲市 杭瀬下 二丁目1番地 ☎ 026-273-1111 内線 1275 FAX:026-273-8011 Eメール s-shien@city.chikuma.lg.jp
長野県 健康福祉部 障がい者支援課	〒380-8570 長野市南長野幅下 692 番地 2 ☎ 026-235-7107(虐待相談専用) FAX:026-234-2369 Eメール g-boushi@pref.nagano.lg.jp

(4) 18歳未満の児童虐待についてのご相談は

中央児童相談所	〒380-0872 長野市 南長野 妻科 282 番地 7 ☎ 026-238-8010 FAX:026-238-8025
千曲市役所 こども・教育部 こども未来課 こども家庭相談係	〒387-8511 千曲市杭瀬下二丁目1番地 ☎ 026-273-1111 内線 1262・1263 FAX:026-273-8011

(5) 障がい者差別についてのご相談は

千曲市役所 健康福祉部 福祉課 障がい者福祉係	〒387-8511 千曲市 杭瀬下 二丁目1番地 ☎ 026-273-1111 内線 1274 FAX:026-273-8011 Eメール s-fukushi@city.chikuma.lg.jp
長野県 健康福祉部 障がい者支援課	〒380-8570 長野市南長野幅下 692 番地 2 ☎ 026-235-7101 FAX:026-234-2369 Eメール s-kaisho@pref.nagano.lg.jp

(6) 人権についてのご相談は

長野県人権啓発センター	〒387-0007 千曲市 大字 屋代 260 番地 6 相談時間 9:00~16:30 毎週火曜~日曜日(センター指定の休館日除く。) ☎ 026-274-3232 <<人権相談専用電話>> *相談は無料。秘密は固く守られます。
-------------	--

Ⅱ 障害者団体・福祉関係団体一覧

《市内障害者団体》

名称	郵便番号	住所	TEL	FAX
千曲市身体障害者福祉協会	389-0804	大字戸倉 2388 番地 (千曲市社会福祉協議会内)	026-276-2687	026-214-7776
千曲市聴覚障害者協会	389-0803	大字千本柳 358-8	-	026-276-7031
千曲市視覚障害者福祉協会	389-0804	大字戸倉 2088-8	026-275-3209	026-275-3209
千曲市手をつなぐ育成会	387-0015	大字鋳物師屋 635-1	026-272-5418	-
千曲市精神障害者家族会	387-8511	杭瀬下二丁目1番地 (千曲市役所内)	026-273-1111 内線 2121	026-272-6558

《市内障害者福祉関係団体》

名称	郵便番号	住所	TEL	FAX
千曲市社会福祉協議会	389-0804	大字戸倉 2388 番地	026-276-2687	026-214-7776

《県内障害者団体》

名称	郵便番号	住所	TEL	FAX
長野県社会福祉協議会	380-0936	長野市中御所岡田 98-1	026-228-4244	026-228-0130
長野県身体障害者福祉協会	〃	〃	026-228-0317	026-228-8006
長野県手をつなぐ育成会	〃	〃	026-227-6811	026-227-6836
長野県知的障がい福祉協会	〃	〃	026-225-0704	026-225-0714
長野県肢体不自由児者 父母の会連合会	〃	〃	026-224-2827	026-217-2175
長野県精神保健福祉会連合会 (NPOながのかれん)	〃	〃	026-225-6400	026-225-6422
長野県視覚障害者福祉協会	390-0802	松本市旭 2-11-39	0263-32-5632	0263-32-7854
長野県聴覚障害者協会	381-0008	長野市下駒沢 586 (サンアップル内)	026-295-3612	026-295-3610
長野県身体障害者施設協議会	384-0055	小諸市柏木 1328(やまびこ園内)	0267-23-9515	0267-23-9516
長野県信鈴会	399-6461	塩尻市宗賀 1813-2	0263-52-8768	0263-52-8768
日本筋ジストロフィー協会 長野県支部	386-1102	上田市上田原 1205-8	0268-22-6152	-
障がい者の生活と権利を守る長 野県連絡協議会	380-0838	長野市南長野県町 593	026-232-8860	026-232-8860
長野県手話サークル連絡会議	382-0052	須坂市塩川町 658-6 D101	026-248-8865	026-248-8865
長野県障がい者スポーツ協会	381-0008	長野市下駒沢 586 (サンアップル内)	026-295-3661	026-295-3662

Ⅲ 障害者総合支援法(介護給付・訓練等給付・地域相談支援事業)について

障害者総合支援法に基づき、身体障がい者(児)、知的障がい者(児)、精神障がい者(児)、難病患者の方を対象に、支援が必要な状態や勘案すべき事項をふまえ、必要なサービスを支給します。

1 サービスの内容について

介護給付	障害支援区分が必要なサービス	① 居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で入浴、排泄、食事等の介護や、洗濯、掃除等の家事援助を行います。		
		② 重度訪問介護	重度の肢体不自由者やその他の障がい者で常に介護を必要とする方に、自宅で入浴、排泄、食事等の介護や、洗濯、掃除等の家事援助、外出時に必要な介護等を総合的に行います。		
		③ 行動援護	知的または精神障がいにより行動上著しい困難があるため常に介護を必要とする方に、危険を回避するために必要な援護、外出時に必要な介護等を行います。		
		④ 療養介護	医療と常に介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の世話をを行います。		
		⑤ 生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排泄、食事等の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。		
		⑥ 短期入所	自宅で介護する方が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設に入所し、入浴、排泄、食事等の介護を行います。		
		⑦ 重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする方に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。		
		⑧ 施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排泄、食事等の介護を行います。		
訓練等給付	障害支援区分が不要なサービス	⑨ 同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する方の外出に同行し、移動の援護を行うとともに、外出先での必要な援助を行います。		
		⑩ 自立訓練(機能訓練・生活訓練・宿泊型)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の維持・向上のために必要な訓練を行います。		
		⑪ 就労選択支援	障がいのある方が、就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。		
		⑫ 就労移行支援	一般企業への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。		
		⑬ 就労継続支援(A型・B型)	一般企業等での就労が困難な方に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 A型・・・雇用契約に基づき継続的に就労可能な65歳未満の方 B型・・・一般企業等の雇用に結びつかない方や一定年齢に達している方		
		⑭ 就労定着支援	就労移行支援、就労継続支援等を利用して一般就労に移行した方に、就労の継続に必要な援助、相談対応、助言等を行います。		
		⑮ 自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行をした方に、定期訪問や電話等での相談対応、必要な援助を行います。		
		⑯ 共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。		
		地域相談支援		⑰ 地域移行支援	精神科病院に入院している方または障害者施設等に入所している方に、地域へ移行するための住居の確保、相談対応、福祉サービスの情報提供等を行います。
				⑱ 地域定着支援	居宅で単身生活等をしている障がいのある方に、常時連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等の相談対応、その他必要な支援を行います。

■障害支援区分と受けられるサービス(介護給付)

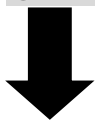
サービス	障害支援区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
居宅介護		○	○	○	○	○	○
重度訪問介護					△	△	△
行動援護				△	△	△	△
療養介護			50歳以上は 区分2から可			△	△
生活介護			△	○	○	○	○
短期入所		○	○	○	○	○	○
重度障害者等包括支援							△
施設入所支援			50歳以上は 区分3から可	△	○	○	○

※ ○の部分サービスを受けることができる障害支援区分です。△は一部要件があります。

2 サービスの利用手続きについて

※申請前に担当窓口でご相談ください。

① サービス等利用申請について



申請者は障害福祉サービス等に係る利用申請書を市の窓口へ提出します。市は、「サービス等利用計画案」の提出を申請者に依頼します。サービス等利用計画案とは、障がいの程度に応じ、障がい者がどのサービスをどの程度利用するかを決める計画です。

② 市による聞き取り調査



市のケースワーカーが申請者の自宅または施設等へ行き、聞き取り調査(5ページ①～⑧の障害福祉サービス利用の場合は障害支援区分認定調査も)を行いサービス利用の意向を伺います。

③ 審査・判定 (5ページ①～⑧の障害福祉サービス利用の場合)



聞き取り調査の結果と医師意見書により、長野広域連合に設置された審査会において障害支援区分を判定します。

④ 「サービス等利用計画案」の提出



申請者は、「指定特定相談支援事業者」が作成した「サービス等利用計画案」を市の窓口へ提出します。併せて、「計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給申請書」「計画相談支援・障害児相談支援依頼届出書」を提出します。

⑤ 障害福祉サービス等の支給決定



市は、障害支援区分・申請者の意向・生活状況等を勘案してサービスの支給量を決定し、併せて利用者負担額の上限額を決定します。決定した内容を記載した「受給者証」を利用者に交付します。

⑥ サービスの利用開始



事業者・施設等に受給者証を提示してサービスを利用します。
(事業者との契約手続きが必要となります。)

⑦ 利用者負担額の支払い

利用者はサービス利用により要した費用のうち、利用者負担額(原則一割)を事業者に支払います。利用者負担額についての詳細は、市役所 福祉課 障がい者支援係にてご相談ください。

【介護保険との関係】

介護保険のサービス利用対象者で、総合支援法に基づく障害福祉サービスと重複するサービスを利用する場合には、介護保険によるサービスが優先となります。

ただし、利用状況により、障害福祉サービスとの併給が認められる場合がありますので、ご相談ください。

地域生活支援事業

サービス名	サービス内容	利用対象者・児	利用者負担額
移動支援	生活上で必要となる外出や余暇活動を実現させるための外出を支援します。	屋外での移動に困難のある、身体、知的、精神障がい者・児。難病等障がい者	原則、非課税世帯は 0、課税世帯は1割
日中一時支援	日中、障害福祉サービス事業所等において活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練等の支援を行います。	日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要と市が認めた障がい者・児	原則、非課税世帯は 0、課税世帯は1割

問合わせ先 ☎026-273-1111 千曲市役所 福祉課 障がい者支援係(内線 1275)

IV 児童福祉法(障害児通所支援)について

※申請前に担当窓口でご相談ください。

1 サービスの内容について

種 類	支 援 内 容	対 象 者
児童発達支援	日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応訓練、その他必要な支援と、必要と認められた治療を行います。	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の児童(※治療については肢体不自由があり機能訓練等が必要と認められた児童)
居宅訪問型児童発達支援	居宅を訪問し、児童発達支援で行われる支援を行います。	重度の障がいの状態にあり、児童発達支援または放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた児童
放課後等デイサービス	放課後や休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。	学校教育法第一条に規定している学校(幼稚園及び大学を除く)に就学しており、授業の終了後または休業日に支援が必要と認められた児童
保育所等訪問支援	障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行います。	保育所その他の児童が集団生活を営む施設(省令で規定)に通う障がい児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた児童
手 続	下記窓口で申請してください。(P6「サービスの利用手続きについて」参照)	
窓 口	千曲市役所 福祉課 障がい者支援係 (内線 1275)	

※利用者負担額については、障がい者支援係 にご相談ください。

*高額障害福祉サービス等給付費(サービス利用料の償還)について

同一世帯において障害福祉サービスなどを利用している方が複数いるなどの場合に、償還払い方式により、世帯における利用者負担の軽減を図ります。

対象となるサービス費用(※注1)の世帯における利用者負担の合算額が、高額障害福祉サービス等給付費算定基準額(※注2)を超える場合に、その超えた額を申請により支給します。

※注1 対象となるサービス費用

○障害者総合支援法によるサービスの利用者負担額

(例)居宅介護、重度訪問介護、短期入所、就労移行支援、就労継続支援など

○介護保険法に基づくサービスの利用者負担額

(例)訪問介護、訪問看護、訪問入浴、通所リハビリ、福祉用具貸与など

※ただし同一人が障害福祉サービスを併用している場合に限りません。

○補装具費の利用者負担額

※ただし同一人が障害福祉サービス等を併用している場合に限りません。

○児童福祉法による障害児通所支援・障害児入所支援のサービスの利用者負担額

(例)障害児通所支援(児童発達支援、放課後等デイサービス等)、障害児入所支援など

※注2 高額障害福祉サービス費算定基準額

○市町村民税課税世帯(一般) ……37,200円

○市町村民税非課税世帯(低所得)及び生活保護世帯 …… 0円

千曲市役所 福祉課 障がい者支援係にある申請用紙に記入のうえ、必要書類を添えて申請してください。詳細はお問い合わせください。

問い合わせ先 ☎ 026-273-1111 千曲市役所 福祉課 障がい者支援係(内線 1275)

V 福祉サービス提供事業所等一覧

障害者団体福祉関係 千曲・坂城地域サービス提供事業所 (令和7年12月現在)			居宅介護	重度訪問介護	行動援護	療養介護	生活介護	短期入所	施設入所支援	同行援護	就労移行支援	就労継続支援A型
ウィルホーム屋代	070-3209-8021	雨宮										
顕真学院	026-274-0883	倉科					○	○	○			
蓮華寮	026-273-0028	倉科										
ポケット	026-214-3731	森					○					
ひふみ千曲あわせ教室	026-214-2596	粟佐										
ここりっと	026-214-5663	粟佐										
在宅介護サービスまごころ	026-273-2181	屋代	○	○	○							
まごころ千曲	026-273-2181	屋代					○					
あとらすちくま	026-285-9008	杭瀬下										
チューリップの家	026-274-0853	杭瀬下										
SAKURA長野南センター	026-272-8670	杭瀬下									○	
ひふみ千曲桜堂教室	026-214-3880	桜堂										
こどもがっこう教室「きらり」千曲校	026-214-2870	桜堂										
わっこ自立福祉会 りぼん	026-273-2636	桜堂										
ニチイケアセンターちくま	026-274-7017	桜堂	○	○								
みらいいろほーぷ	026-214-2910	打沢										
おひさま工房	026-272-5418	鋳物師屋										
クロスロード	026-274-3485	寂蒔										
ちくま	026-274-3485	寂蒔										
ひなた埴生教室	026-214-7546	寂蒔										
こんぺいとう	026-273-3519	稲荷山						○				
ふっくら	026-272-0054	稲荷山						○				
いなりやま共同作業所	026-273-2825	稲荷山										
満天の星	026-272-6645	稲荷山										
はなたば	026-247-8765	稲荷山					○					
たんぼぼの家	026-285-9870	稲荷山										
いなほ	026-273-1010	稲荷山										
いなりやま	026-247-8765	稲荷山										
けいあいフレンズ	026-214-1315	稲荷山										
まごころキャンパス	026-214-2481	稲荷山										
すてっぷ(休止中)	026-214-5536	稲荷山										
あした葉	026-274-2546	稲荷山										
ウィルホーム稲荷山	070-3209-8021	稲荷山										
稲荷山太陽の園	026-273-0130	野高場					○	○	○			
稲荷山医療福祉センター	026-272-1435	野高場				○	○	○				
びっころ	026-247-8117	野高場										
ニチイケアセンター聖	026-261-3266	八幡	○	○								
しょう×ちくま	026-274-5184	戸倉									○	
福祉工房 楽々房	026-275-2113	戸倉										
きゃらめる*ぴいと	026-275-2824	戸倉										
ウェルネスライフ千曲	026-261-5433	上徳間	○	○								
千曲市社協ヘルパーステーション	026-214-7033	磯部	○	○						○		
カントリーロード戸倉	026-261-0027	磯部										
クリーニング工房CoCo	026-261-5030	若宮										○
CoCoホーム千曲	026-214-0790	若宮										

就労継続支援B型	就労定着支援	グループホーム	移動支援	日中一時支援	地域活動支援センター	児童発達支援	児童発達支援 医療型	放課後等 デイサービス	タイムケア	障害者団体福祉関係 千曲・坂城地域サービス提供事業所 (令和7年12月現在)		
										施設名	電話番号	所在地
		○								ウィルホーム屋代	070-3209-8021	雨宮
				○					○	顕真学院	026-274-0883	倉科
		○								蓮華寮	026-273-0028	倉科
									○	ボスケット	026-214-3731	森
						○		○	○	ひふみ千曲あわさ教室	026-214-2596	粟佐
						○		○		ここりっと	026-214-5663	粟佐
										在宅介護サービスまごころ	026-273-2181	屋代
			○	○				○	○	まごころ千曲	026-273-2181	屋代
								○	○	あとらすちくま	026-285-9008	杭瀬下
○										チューリップの家	026-274-0853	杭瀬下
	○									SAKURA長野南センター	026-272-8670	杭瀬下
						○		○	○	ひふみ千曲桜堂教室	026-214-3880	桜堂
						○		○		こどもクラブ教室「きらり」千曲校	026-214-2870	桜堂
		○								わっこ自立福祉会 リぼん	026-273-2636	桜堂
										ニチイケアセンターちくま	026-274-7017	桜堂
						○		○		みらいいろほーぷ	026-214-2910	打沢
									○	おひさま工房	026-272-5418	鋳物師屋
○										クロスロード	026-274-3485	寂蒔
					○					ちくま	026-274-3485	寂蒔
								○		ひなた埴生教室	026-214-7546	寂蒔
		○								こんべいとう	026-273-3519	稲荷山
		○								ふっくら	026-272-0054	稲荷山
○									○	いなりやま共同作業所	026-273-2825	稲荷山
○									○	満天の星	026-272-6645	稲荷山
									○	はなたば	026-247-8765	稲荷山
		○								たんぼぼの家	026-285-9870	稲荷山
		○								いなほ	026-273-1010	稲荷山
					○					いなりやま	026-247-8765	稲荷山
						○		○	○	けいあいフレンズ	026-214-1315	稲荷山
								○	○	まごころキャンパス	026-214-2481	稲荷山
								○	○	すてっぷ(休止中)	026-214-5536	稲荷山
									○	あした葉	026-274-2546	稲荷山
		○								ウィルホーム稲荷山	070-3209-8021	稲荷山
				○						稲荷山太陽の園	026-273-0130	野高場
				○			○	○		稲荷山医療福祉センター	026-272-1435	野高場
								○	○	ぴっころ	026-247-8117	野高場
										ニチイケアセンター聖	026-261-3266	八幡
○									○	しょう×ちくま	026-274-5184	戸倉
									○	福祉工房 楽々房	026-275-2113	戸倉
								○		きゃらめるびいと	026-275-2824	戸倉
			○							ウェルネスライフ千曲	026-261-5433	上徳間
			○							千曲市社協ヘルパーステーション	026-214-7033	磯部
		○								カントリーロード戸倉	026-261-0027	磯部
○										クリーニング工房CoCo	026-261-5030	若宮
		○								CoCoホーム千曲	026-214-0790	若宮

就労継続支援B型	就労定着支援	グループホーム	移動支援	日中一時支援	地域活動支援センター	児童発達支援	児童発達支援 医療型	放課後等 デイサービス	タイムケア	障害者団体福祉関係 千曲・坂城地域サービス提供事業所 (令和7年12月現在)		
										事業名	電話番号	所在地
		○								CoCoホーム三本木	026-214-0790	上山田
			○						○	障害者(児)地域生活支援ステーション千曲	026-275-6566	上山田
○										スタジオCoCo	026-247-8720	上山田
○										クロスロード上山田	026-261-5002	上山田
		○								若林ホーム	026-275-3466	上山田
					○					地域活動支援センターCoCoレスト	026-214-5701	上山田
		○								ウィルホーム上山田	070-3209-8021	上山田
		○								大林ホーム	026-275-6125	新山
		○								ゆめホーム	026-276-7061	新山
										ニチイケアセンター戸上	0268-81-2044	力石
										坂城町社協ヘルパーステーション	0268-82-2551	坂城町
○										風ととくべえ 坂城事業所	0268-71-7436	坂城町
		○								南日名アップルハウス	0268-82-1871	坂城町
○									○	就労支援事業所 みらい望	0268-71-6605	坂城町
						○		○	○	児童支援デイサービスつくし	0268-82-7460	坂城町
								○		児童支援デイサービスつくし2	0268-71-6613	坂城町
								○		児童支援デイサービスつくし3	0268-75-8401	坂城町
					○					坂城町地域活動支援センター	0268-82-4000	坂城町
									○	やまびこ舎	0268-82-5495	坂城町
									○	ともいきライフ月影	0268-81-3732	坂城町

VI 地域活動支援センター一覧(令和8年1月現在)

地域活動支援センターとは、創作的活動や生産活動の機会の提供及び社会との交流促進を支援する通所施設です。

地域活動支援センターの利用開始方法

- 1 福祉課障がい者福祉係に利用申請書を提出してください。
- 2 福祉課より受給者証を発行しますので、受給者証を持参してセンターで利用手続きをしてください。

問合せ先 千曲市福祉課障がい者福祉係 ☎ 026-273-1111 内線 1274

1	2	3
地域活動支援センター いなりやま	地域活動支援センター ちくま	地域活動支援センター CoCoレスト
千曲市大字稲荷山 2055-1 はなたば内	千曲市大字寂時 402-1	千曲市上山田温泉2-13-13
☎026-247-8765 Fax 026-272-8710	☎026-274-7880	☎026-214-5701
開所日:月曜日～金曜日 開所時間:9:00～16:00	開所日:月曜日～金曜日 開所時間:9:00～16:00	開所日:月曜日～金曜日 (土・日曜日、祭日は休み) 開所時間:10:00～16:00
<p>☆いなりやまの特色☆</p> <p>生活介護事業所「はなたば」内に拠点があるので、時には「はなたば」の利用者さんと一緒に作業・行事等の活動をしています。通所することが困難な方には、電話対応や訪問も実施しながら一人ひとりのペースに合わせた支援をさせていただいています。</p>	<p>☆ちくまの特色☆</p> <p>いくつかのプログラムはありますが、何もしないでぼーっとしていても、本を読んだり、職員や他の利用者さんと話したりでも良いですし、いつ来ていつ帰っても良い場所です。昼間出ていく場所が欲しい、誰かに話を聞いてもらいたい、生活リズムを整えたい等、考えている人に利用してもらいたい場所です。</p>	<p>☆CoCoレストの特色☆</p> <p>あなたの居場所として、ほっと一息つきたい時、話を聞いてもらいたい時、そこに行けば話を聞いてくれる人がいる、それが CoCoレストです。手芸やアート活動、料理にスポーツ…あなたの「やってみたい」を応援します。仲間づくりや地域との交流、イベント開催…人との「つながり」をつくります。居心地の良いカフェ(Café CoCo Rest)でマイペースに過ごすのもいいですね。</p>
		

VII 在宅福祉サービス

1 補装具費の支給を受けるには

内容	障がいの内容や程度によって、補装具費の支給が受けられます。
対象者	身体障害者手帳所持者(等級によっては受けられない場合があります。)、難病患者等
注意事項	<p>申請は購入される前に必要です。購入後の申請は対象外となります。 原則定率1割負担、所得に応じて一定の負担上限があります。</p> <p>① 労働者災害補償保険法、戦傷病者特別援護法等での補装具の給付、並びに介護保険での貸与、購入が可能な場合はそちらを優先します。</p> <p>② 治療段階における症状の回復・改善のために処方される「治療用装具」は、健康保険各法での対応となります。</p> <p>③ 補装具の種目によって更生相談所の判定が必要となります。判定の方法は直接判定と書類による判定があります。また補装具は購入が原則ですが、判定により借受け(貸与)が適当と認められる場合には借受け(貸与)となる場合があります。</p> <p>④ 補装具の交付数は、原則補装具1種目につき1個ですが、身体障がいの状況又は職業上の理由により、更生相談所に助言を求め、当該補装具の必要性・有効性等について十分検討し、決定した場合には2個交付できます。</p> <p>⑤ 耐用年数内での再支給は原則できません。</p>
手続	申請をする補装具の種目により申請書類が異なります。申請前に予め下記窓口でご相談ください。
窓口	千曲市役所 福祉課 障がい者福祉係(内線 1273)

種目	介護保険優先	18歳未満	18歳以上	備 考	耐用年数
義肢		○	○	殻構造と骨格構造がある。 義手(肩・上腕・肘・前腕・手・手指 他)(装飾用・作業用・能動式・電動式) 義足(股・大腿・膝・下腿・足指 他)(常用・作業用 他)	種類により異なります。
装具		○	○	上肢装具(肩・肘・把持・指・長対立・短対立 他) 下肢装具(短下肢・長下肢・足底・股・膝 他) 靴型装具、体幹装具(頸椎・胸椎・腰椎・仙腸・側わん症)	
姿勢保持装置		○	○		3年
車椅子	★	○	○	オーダーメイド、既製品 普通型、前方大車輪型、片手駆動型、手押し型 他	6年
電動車椅子	★	○ 学齢児以上	○	電動リフト付、モジュラー方式、レバー駆動型を含む。 ※重度の下肢機能障害者等であって、これによらなければ歩行機能を代替できないものが対象。または呼吸器機能障がい、心臓機能障がい等により歩行に著しい制限を受ける者であって医学的所見から適応が可能なものが対象。 普通型(4.5 km/h・6.0 km/h)、簡易型(切替式・アシスト式)、 電動リクライニング式普通型、電動リフト式普通型 他	6年
歩行器	★	○	○	六輪型、四輪型、三輪型、二輪型、固定型、交互型	5年
歩行補助つえ	★	○	○	多脚杖、松葉杖、ロフトランドクラッチ、 カナディアンクラッチ、プラットホーム杖	2～4年
視覚障害者安全つえ		○	○	普通用、携帯用、身体支持併用	2～5年
義眼		○	○	既製品、オーダーメイド	2年
眼鏡		○	○	弱視用、遮光用、矯正用、コンタクトレンズ	4年
補聴器		○	○	ポケット型(高度難聴用、重度難聴用)、耳かけ型(高度難聴用、重度難聴用)、 耳あな型(既製品・オーダーメイド)、骨導式(ポケット型・眼鏡型)	5年
人工内耳		○	○	人工内耳用音声信号処理装置(修理)	-
車載用姿勢保持装置		○	○		3年
起立保持具		○			3年
排便補助具		○			2年
重度障害者用意思伝達装置		○	○	文字等走査入力方式、生体现象方式	5年

2 日常生活用具の給付を受けるには

内容	在宅の重度障がい者・児に対し、日常生活の利便を図るため、事前申請で次の用具を給付します。種類により耐用年数が異なるものについては窓口にてご確認ください。
対象者	在宅の「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」所持者、又は難病患者等で下記の表に該当する方が対象です。
注意事項	申請前に下記窓口で予めご相談ください。 介護保険制度、高齢者制度での貸与、購入が可能な場合はそちらが優先になります。 世帯の所得に応じ費用の一部負担があります。原則耐用年数内の再交付はできません。 脳原性運動機能障がいの場合は、表中の上肢・下肢・体幹に準じて取り扱います。
手続に必要なもの	① 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれか ② 見積書 ③ カタログのコピー(ストマ用装具・紙オムツ等は不要) ④ 医師意見書(種目による)
窓口	千曲市役所 福祉課 障がい者福祉係(内線 1273)

種目	障がい及び程度	介護保険優先	18歳未満	18歳以上	要件	耐用年数
特殊寝台	下肢・体幹機能障害 2 級以上	★	—	○	ベッド上での生活が主である者 ※医師意見書必要	8 年
	難病患者等		○	○		
特殊マット	下肢・体幹機能障害 1 級 (児童は 2 級以上)	★	○ 3 歳以上	○	常時介護を要する者	5 年
	重度知的障害者 難病患者等		○	○	ベッド上での生活が主である者 ※医師意見書必要	
特殊尿器 (自動的に吸引されるもの)	下肢・体幹機能障害 1 級以上	★	○ 学齢児以上	○	常時介護を要する者	5 年
	難病患者等		○	○	自力で排尿できない者 ※医師意見書必要	
入浴担架	下肢・体幹機能障害 2 級以上	—	○ 3 歳以上	○	入浴に介助を要する者	5 年
体位変換器	下肢・体幹機能障害 2 級以上	★	○ 学齢児以上	○	下着交換等で介助を要する者	5 年
	難病患者等		○	○	ベッド上での生活が主である者 ※医師意見書必要	
移動用リフト	下肢・体幹機能障害 2 級以上	★	○ 3 歳以上	○	下肢又は体幹機能に障害のある者 ※医師意見書必要	4 年
	難病患者等		○	○		
訓練いす	下肢・体幹機能障害 2 級以上	—	○ 3 歳以上	—		5 年
訓練用ベッド	下肢・体幹機能障害 2 級以上	—	○ 学齢児以上	○	下肢又は体幹機能に障害のある者 ※医師意見書必要	8 年
	難病患者等		○	○		
入浴補助用具	下肢・体幹機能障害者	★	○ 3 歳以上	○	入浴に介助を要する者	8 年
	難病患者等		○	○	入浴に介助を要する者 ※医師意見書必要	
便器	下肢・体幹機能障害 2 級以上	★	○ 学齢児以上	○	常時介護を要する者 ※医師意見書必要	8 年
	難病患者等		○	○		
T 字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢 もしくは体幹機能障害者	—	○ 3 歳以上	○		3 年
歩行支援用具 (移動・移乗支援用具)	平衡機能又は下肢 もしくは体幹機能障害者	★	○ 3 歳以上	○	家庭内の移動等に介助を要する者	8 年
	難病患者等		○	○	下肢が不自由な者 ※医師意見書必要	
頭部保護帽	平衡機能又は下肢 もしくは体幹機能障害	—	○	○	てんかんの発作等で頻繁に転倒する者	3 年
	重度知的障害者 精神障害者		○	○		

種目	障がい及び程度	介護保険 優先	18歳 未満	18歳 以上	要件	耐用 年数
特殊便器	上肢機能 2 級以上	—	○	○	上肢機能に障害のある者 ※医師意見書必要	8 年
	重度知的障害者		学齢児以上			
	難病患者等		○	○		
火災警報器	視覚又は聴覚障害 2 級以上 肢体不自由者	—	○ 学齢児以上	○	火災の感知等が困難な者 一人では避難が困難な者	8 年
自動消火器	視覚又は聴覚障害 2 級以上 肢体不自由者	—	○ 学齢児以上	○	火災の感知等が困難な者 一人では避難が困難な者	8 年
	難病患者等		○	○	火災発生の感知及び避難が著しく 困難な者(難病患者のみの世帯 及びこれに準ずる世帯) ※医師意見書必要	
電磁調理器	視覚障害 2 級以上	—	—	○	(視覚障害者のみの世帯及び これに準ずる世帯)	6 年
	重度知的障害		—	○		
	精神障害 2 級以上		—	○		
歩行時間延長信号 機用小型送信機	視覚障害 2 級以上	—	○ 学齢児以上	○		10 年
聴覚障害者用 屋内信号装置	聴覚障害 2 級以上	—	—	○	(聴覚障害者のみの世帯及び これに準ずる世帯)	10 年
透析液加温器	腎臓機能障害 3 級以上	—	○ 3 歳以上	○	自己連続携行式腹膜灌流法 (CAPD)による透析療法を行う 者	5 年
ネブライザー (吸入器)	呼吸器機能障害 3 級以上 (同程度のものを含む)	—	○	○	※同程度の障害又は学齢児未満 の場合、医師意見書必要	5 年
	難病患者等	—	○	○	呼吸器機能に障害のある者 ※医師意見書必要	
電気式たん吸引器	呼吸器機能障害 3 級以上 (同程度のものを含む)	☆	○	○	※同程度の障害又は学齢児未満 の場合、医師意見書必要	5 年
	難病患者等		○	○	呼吸器機能に障害のある者 ※医師意見書必要	
酸素ボンベ運搬車	在宅酸素療法を行う者	—	—	○	医療保険における在宅酸素療法 を行う者	10 年
視覚障害者用 体温計(音声式)	視覚障害 2 級以上	—	○ 学齢児以上	○	(視覚障害者のみの世帯及び これに準ずる世帯)	5 年
視覚障害者用 体重計	視覚障害 2 級以上	—	—	○	(視覚障害者のみの世帯及び これに準ずる世帯)	5 年
音声血圧計	視覚障害 2 級以上	—	—	○	(視覚障害者のみの世帯及び これに準ずる世帯)	5 年
パルス オキシメーター	呼吸器・心臓機能障害 3 級以上 (同程度の者を含む)	—	○	○	※同程度の者は医師の意見書が 必要	5 年
	難病患者等	—	○	○	人工呼吸器装着が必要な者 ※医師意見書必要	
人工呼吸器用 自家発電機 ・外部バッテリー	呼吸器・心臓機能障害 3 級以上 (同程度の者を含む)	—	○	○	※同程度の者は医師の意見書が 必要	6 年
	難病患者等	—	○	○	人工呼吸器装着が必要な者 ※医師意見書必要	
携帯用会話 補助装置	音声言語機能障害者 肢体不自由者	—	○ 学齢児以上	○	発声・発語に著しい障害を有す る者	5 年
情報・通信 支援用具	視覚障害者 上肢機能障害者	—	○ 学齢児以上	○		6 年
点字ディスプレイ	視覚障害 2 級以上	—	—	○		6 年
点字器	視覚障害者	—	○	○	種類により耐用年数が異なりま す。	5~7年
点字 タイプライター	視覚障害 2 級以上	—	○	○	本人が就学、就労しているか、ま たは就労が見込まれている者	5 年
視覚障害者用 ポータブルレコーダー	視覚障害 2 級以上	—	○ 学齢児以上	○	テープレコーダー含む	6 年

種目	障がい及び程度	介護保険優先	18歳未満	18歳以上	要件	耐用年数
視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害 2 級以上	—	○ 学齢児以上	○		6 年
視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者	—	○ 学齢児以上	○	拡大読書器により文字等を読むことが可能となる者	8 年
視覚障害者用時計	視覚障害 2 級以上	—	—	○	音声時計は、手指の触覚に障害がある等触読式時計の使用が困難な者	10 年
聴覚障害者用通信装置(FAX)	聴覚障害者 音声機能障害者	—	○ 学齢児以上	○	コミュニケーション・緊急連絡等の手段として必要と認められる者	5 年
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者	—	○	○	本装置によりテレビの視聴が可能になる者(文字放送レコーダーを含む)	6 年
人工喉頭	喉頭摘出者	—	○	○	種類により耐用年数が異なります。	4~5 年
人工内耳用音声信号処理装置	人工内耳用音声信号処理装置の装着開始後 5 年以上経過している聴覚障害者	—	○	○	医療保険等の適用対象となる場合、又は本人の故意、過失を理由とする場合を除く	5 年
視覚障害者用ワードプロセッサ(共同利用)	視覚障害者	—	○ 学齢児以上	○		
パーソナルコンピューター	上肢機能障害 2 級以上 言語・上肢機能障害の複合 2 級以上	—	○ 学齢児以上	○	文字を書くことが困難な者。 ※既にワードプロセッサの給付を受け、給付日より 6 年を満たさない者は、対象外	6 年
点字図書	視覚障害者	—	○	○	主に情報の入手を点字により行っている者	
ストマ用装具	ストマ造設者	—	○ 3 歳以上	○	在宅以外の者は、市長が必要と認めた場合、支給することができる	
紙おむつ等(紙おむつ、洗腸用具、さらし・ガーゼ等衛生用品)	高度の排便機能障害者 高度の排尿機能障害者 脳原性運動機能障害かつ 意思表示困難者	☆	○ 3 歳以上	○	在宅以外の者は、市長が必要と認めた場合、支給することができる ※初回申請時、医師意見書必要	
収尿器	高度の排尿機能障害者	—	○ 3 歳以上	○	在宅以外の者は、市長が必要と認めた場合、支給することができる	1 年
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	下肢・体幹機能障害 3 級以上 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)を有する学齢児以上の身体障害者児であって 3 級以上	★	○ 学齢児以上	○	(特殊便器への取替えをする場合は、上肢機能障害 2 級以上)	
	難病患者等		○	○	下肢又は体幹機能に障害のある者 ※医師意見書必要	
座位保持用いす 立位保持用机 移動介護用いす 排便補助器 簡易収尿器 頭部保持器 歩行器 浴槽(移動用) 食器固定装置 特殊食器 介助用被服類 簡易訓練用器具類 簡易自助用具類	在宅の 重度心身障害者・児 (身体障害者手帳 2 級以上かつ療育手帳 A1)	—	○	○		
幼児用補聴器(両耳装用)	難聴のある幼児	—	○	—	3 歳未満	

3 車いすの貸し出し

内容	歩行困難な在宅の身体障がい者等に、短期で車いすを貸し出します。 詳細は、千曲市社会福祉協議会へお問い合わせください。	
窓口	戸上地区	千曲市社会福祉協議会 ☎ 026-276-2687
	更埴地区	更埴デイサービスセンター ☎ 026-247-8595

4 軽度・中等度難聴児補聴器購入の助成について

内容	障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度の対象外となっている「軽度・中等度難聴児」に対して補助します。
対象者	下記の要件をすべて満たす方 (1) 千曲市に在住する 18 歳未満の児童であること (2) 身体障害者手帳の交付対象外である軽度・中等度の難聴であること (3) 一般社団法人日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会が指定した、長野県に所在する精密聴力検査機関の専門医により、補聴器の装用が必要であると診断を受けていること
手続に必要なもの	① 申請書 ② 専門医の意見書 ③ 意見書に基づく見積書 ④ カタログのコピー ※補聴器の修理にかかる申請の場合は、上記の意見書とカタログのコピーは不要です。
注意事項	購入前に申請が必要です。 予算には限りがありますので、下記窓口で予めご相談ください。 詳細はお問い合わせください。
窓口	千曲市役所 福祉課 障がい者福祉係 (内線 1273)

5 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業について

内容	在宅の小児慢性特定疾病児童に対して、日常生活の便宜を図るための用具を給付します。
対象者	小児慢性特定疾病児童(小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方)
手続に必要なもの	① 申請書 ② 情報確認同意書 ③ 見積書 ④ カタログのコピー ⑤ 小児慢性特定疾病医療受給者証の写し
費用負担	保護者等の収入額(所得税額等)に応じて自己負担があります。
注意事項	購入前に申請が必要です。 申請前に下記窓口で予めご相談ください。 地域生活支援事業における日常生活用具の給付対象児童は除きます。 用具の種目ごとに給付できる対象者の定めがあります。
窓口	千曲市役所 福祉課 障がい者福祉係(内線 1273)

6 在宅重度障害者紙おむつ購入扶助費支給について

内容	在宅の重度障がい者が使用する紙おむつ購入費(年間 15 万円まで)に対し助成します。
対象者	身体障害者手帳 1 級・2 級または療育手帳 A1 のいずれかの所持者で 3 歳以上 65 歳未満の方
手続に必要なもの	① 重度障害者紙おむつ購入扶助費支給申請書 ② おむつ購入の領収書又はレシート
注意事項	65 歳以上は高齢者の制度を適用します。申請日より遡って 1 年間分が対象です。 入院・入所期間中に購入したものは対象外です。
窓口	千曲市役所 福祉課 障がい者福祉係(内線 1272)

7 ごみ袋の減免販売

内容	以下に該当する世帯は、年度ごとの申請により、対象者 1 人につき、指定ごみ袋 120 枚まで、ごみ処理手数料を減免した指定ごみ袋を販売します。 (ア) 身体障がい者などで紙おむつを常時利用し、大量に排出する世帯 (イ) 腹膜透析等の在宅医療廃棄物を大量に排出する世帯
手続に必要なもの	(ア) 購入日の異なる紙おむつ購入時のレシート 2 枚 (イ) (初回申請時のみ) 病状がわかる書類(診断書等)
注意事項	申請時点で紙おむつを利用していることが必要です。 入院中や施設入所中の場合は対象外です。
窓口	千曲市役所 環境課 リサイクル推進係(内線 2221)

8 配食サービス事業について

内容	食事の支度ができない高齢者や障害者の自宅へ弁当を配達します。(月～土曜日 昼・夜)
対象者	65歳以上の一人暮らしの高齢者、高齢者世帯、身体障がい者等のうち、食事の支度が困難かつ見守りが必要な者
利用料金	1食あたり 350～440 円(口座引き落とし)
手続	下記窓口で申請してください。
窓口	千曲市役所 高齢福祉課 高齢者係 (内線 1154) 福祉課 障がい者福祉係 (内線 1272)

9 障害者にやさしい住宅改良促進事業について

内容	身体障がいのある方が日常生活の一部を自力で行えるよう浴室、台所、便所、洗面所等を改良する場合に補助金(70 万円と住宅改良に要する経費を比較していずれか少ない額の 10 分の 9 の額)を交付します。
対象者	市内に住所を有する 65 歳未満の者で、以下の項目すべてに該当する者 (1) 身体障害者手帳1～6級所持者 ※4～6級所持者については、独居者もしくは常時介護する者がいない方など (2) 前年の世帯の所得税総額が8万円以下の世帯
注意事項	新築・増改築は対象となりません。 申請は工事施工前に必要となります。予算には限りがありますので下記窓口で予めご相談ください。
窓口	千曲市役所 福祉課 障がい者福祉係 (内線 1273)

10 在宅重度身体障害者の訪問理美容サービス事業について

内容	理容院や美容院に行くことができない在宅重度身体障がい者に対し、市内の事業者が訪問し、理容又は美容のサービスを行います。
対象者	65 歳未満の在宅重度身体障がい者で理容院や美容院に行くことができない方 (65 歳以上は高齢者の制度を適用します。)
利用方法	1 枚 1,000 円の利用券を一人年間 12 枚まで交付します。サービス利用の際に訪問した理容院もしくは美容院の方にお渡しください。
費用負担	利用料金と利用券助成額との差額(利用の際、直接お支払いください。)
窓口	千曲市役所 福祉課 障がい者福祉係(内線 1271)

11 訪問入浴サービスについて

内容	家族の介護を受けても自宅浴槽での入浴が困難な重度身体障がい者に対し、移動入浴車を利用した入浴サービスを行います。
対象者	市内在住の重度身体障がい者で、主治医が入浴を認めた方
利用料金	1回あたり 1,250 円(口座引き落とし)
注意事項	居宅介護サービスの利用により自宅浴槽での入浴が可能となる方は、本サービスの対象外です。
手続	利用開始前に申請が必要です。申請前に下記窓口で予めご相談ください。
窓口	千曲市役所 福祉課 障がい者福祉係 (内線 1271)

12 タイムケア事業

内容	在宅の心身障がい者・児を、家庭において介護できないときに、その心身障がい者・児を登録介護者に一時的に介護委託するものです。なお、介護できない理由は問いません。
対象者 (登録制)	在宅の身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳 3～6 級の児童・発達障がい児(中程度の身体障がい者以外)
登録介護者	次に該当する者で、サービスを利用しようとする者からの申し出により市長が登録した者 (1) 隣人又は知人 (障がい者・児との関係が民法第 877 条第 1 項に規定する扶養義務者及び同居の同一生計者は除く。) (2) 施設経営の社会福祉法人、要件に該当する民間団体等
手続に必要なもの	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳、発達障がい児は診断書
利用の方法	登録利用者は利用登録証に記載された登録介護者と利用日時等を協議し、承諾を得てから利用登録証を提示することによりサービスを利用できます。
サービスの形態	登録介護者が次の形態によりサービスを提供します。 (1) 登録介護者宅等における介護 (2) 社会福祉法人、民間団体等の場合は専用居室等における介護
利用限度	1人につき年間 300 時間を限度とします。
費用負担	飲食費その他実費は利用者の負担です。登録介護者に直接お支払いください。
窓口	千曲市役所 福祉課 障がい者福祉係(内線 1273)

13 手話通訳者・要約筆記者を利用するには

内容	下記の派遣範囲の項目に該当する場合、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。 遠隔手話通訳をご希望される場合、ご自身のスマートフォンやタブレットを使って通訳を受けることができます(タブレットの貸出しを無料で行います)。
対象者	聴覚障がい者及び音声・言語の機能障がい者
派遣範囲	(1) 生命及び健康管理に関すること (2) 官公署等における権利、義務に関すること (3) 職業相談に関すること (4) 学校教育及び社会教育に関すること (5) 福祉活動に関すること (6) その他市長が特に必要と認めた事項に関すること ※次に該当するものは派遣対象となりません。 (ア) 政治目的又は政治活動に係るもの (イ) 宗教的な活動や集会等に係るもの (ウ) 営利を目的とした活動や集会等に係るもの (エ) その他法令に違反すると認められる事項に係るもの
派遣通訳者	市が派遣通訳者として登録した者で、申請者の希望する者
手続	緊急の場合を除き7日前までに申請書を下記窓口へ提出ください。(FAX 可能)
窓口	千曲市役所 福祉課 障がい者福祉係(内線 1273) FAX:026-273-8011

14 点訳・朗読奉仕員の活動

内容	点訳・朗読奉仕員は、点字図書や声の図書(朗読録音CD)の増冊及びその普及に協力するとともに、市町村等からの依頼による点字での相談文書の翻訳や回答文書の作成、広報活動、文化活動に協力を行うものです。
窓口	(福)長野県視覚障害者福祉協会(松本市) ☎ FAX 0263-32-5632 *長野県が県視覚障害者福祉協会へ委託し、活動を行っております。
<p>～千曲市内朗読ボランティアグループについて～ 視覚障がい者を対象に、毎月「市報ちくま」等広報をテープに吹き込みダビングして希望者に届けているボランティアグループです。利用者との交流会も行っていますので、ご希望があればご連絡下さい。 《問い合わせ先》千曲市社会福祉協議会地域支援課 ☎ 026-276-2687</p>	

15 在宅介護者の交流事業

内容	在宅介護者を対象に、健康相談・介護技術等の学習の機会を提供するとともに、在宅介護者相互の交流およびリフレッシュを図ります。
対象者	高齢者・重度障がい児・者を常時在宅で介護している方
窓口	千曲市社会福祉協議会 ☎ 026-276-2687

16 入浴施設等利用料減額

千曲市民の方で障害者手帳をお持ちの場合は、利用料金を減額(免除・減額)してご利用いただけます。障害者手帳をご持参のうえ各施設のフロントで手続きを行ってください。

※白鳥園をご利用の方で免除の方のうち12歳以上の方は、入湯税として50円をお支払いいただきます。

対象施設	・白鳥園(戸倉) ☎026-275-0400 ・多世代健康交流プラザ つるの湯(上山田温泉) ☎026-261-0770 ・佐野川温泉 竹林の湯(桑原) ☎026-272-6500 ・健康プラザ(倉科) ☎026-272-5818 ・Re SPAシンコースポーツ(屋代) ☎026-214-5690	
対象者	(千曲市民限定)	
減額表	免除	減額
身体障害者手帳	1～3級の交付を受けている方 及びその介護者	4～6級の交付を受けている方
療育手帳	A1・A2の交付を受けている方 及びその介護者	B1・B2の交付を受けている方
精神障害者 保健福祉手帳	1級・2級の交付を受けている方 及びその介護者	3級の交付を受けている方

【介護者の考え方】

1. 障がい等により利用者本人が入浴に関する行為(更衣・洗身等)に介助を要する場合に限り、その行為を介助する者を介護者とする。
2. 介護者は、同性に限る。
3. 介護者の人数は、要介護者の状態により指定管理者が判断する。

白鳥園 貸切り「福祉風呂」のご利用について【利用する場合は事前予約が必要です。】

障害者手帳などの有無を問わず、入浴時に介助が必要な方や病気やケガなどで利用を希望する方向けの貸切り風呂です。

利用料金	1時間単位で料金1,000円、入浴者1名(12歳以上の方)につき50円の入湯税をお支払いいただきます。
------	---



Ⅷ 移動支援

1 運賃等の割引を受けるには

(1) JR運賃等の割引

対象者	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持している方		
JR	次の場合は半額(割引率 50%)となります。		
	対象者	割引対象乗車券類	備考
	第1種障がい者とその介護者	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券(臨時走行時) 定期乗車券	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。ただし、回数乗車券はJR線区間単独の発売となります。
	12歳未満の第2種障がい者とその介護者	定期乗車券 (小児定期乗車券を除きます。)	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。小児定期旅客運賃については割引適用しません。
	第1種、第2種障がい者が単独でご利用になる場合	普通乗車券	片道の営業kmが100kmを超える場合 (私鉄線等他鉄道会社線にまたがる場合を含む)
※JR線と私鉄線等他の鉄道会社線をまたがる区間は1枚で発売できる範囲が決められています。 ※障がい者と介護者がご利用になる場合は同一区間の乗車券類をお買い求めいただきます。			
私鉄	しなの鉄道線(篠ノ井～軽井沢間)及び北しなの線(妙高高原～長野間)が割引対象区間です。 第1種障がい者……障がい者本人と介護者が割引対象 第2種障がい者……障がい者本人のみが割引対象 その他の民間鉄道については、各駅の乗車券発売窓口でお問い合わせください。		
手続	みどりの窓口で手帳を提示し、口頭または申込書をもって割引乗車券を購入して下さい。大人の第1種障がい者及びその介護者が片道100km以内の普通片道乗車券を購入する場合は、自動券売機で購入した小児用乗車券で乗車できます。ただし、改札の際に手帳の提示が必要です。		
窓口	各駅の乗車券販売窓口		

(2) 千曲市循環バス無料乗車券

内容	身体障がい者などの交通手段の確保を図るため、無料乗車券を交付します。 *市外のバスについては各会社へお問い合わせください。
対象者	千曲市在住で身体障害者手帳所持者 療育手帳所持者 精神障害者保健福祉手帳所持者 特定疾患調査研究事業の対象疾患患者及び慢性関節リウマチ患者で医療給付者証所持者 遠距離通学の児童・生徒 (介助が必要な利用者の場合は、原則として1名が介助者として無料で同乗することができます。) *65歳以上(手帳等なし)の方には、市役所 総合政策課にて割引乗車券の申請ができます。
手続に必要なもの	上記の欄の各種手帳及び各種医療給付者証
窓口	千曲市役所 福祉課 障がい者福祉係 (内線1271)

(3) タクシー運賃の割引

タクシー利用注意事項

下記の制度「①タクシー運賃 10%割引」と「② タクシー利用料金助成回数券」を併用できるかどうかは、タクシー会社によって異なります。乗車時に確認して利用してください。

① タクシー運賃 10%割引

内容	タクシーの運賃が 10%割引になります。乗車時、運転者に障害者手帳を提示してください。事業所によって取り扱いが異なる場合がありますので各タクシー会社へお問い合わせください。
窓口	各タクシー会社(乗車時に確認してください。)

② タクシー利用料金助成回数券

内容	市内在住の重度障がい者を対象に、1回の乗車につき上限 650 円分の助成回数券、月 2 枚分(年間 24 枚)を交付します。相乗りする場合も対象者が乗車する区間は割引対象です。				
対象者	次の表に該当する手帳所持の方				
	身体障害者手帳	視覚 内部 ・心臓・腎臓・肝臓 ・呼吸器 ・ぼうこう ・直腸・小腸	1 級	療育手帳 精神障害者 保健福祉手帳	A1・A2 1級
		下肢 体幹	1・2・ 3級	難病患者	・特定疾患医療受給者証 ・特定医療費(指定難病)受給者証 ・特定疾病医療受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証 ・先天性血液凝固因子障害等医療受給者証 の交付を受けている方
	腎臓	慢性腎炎のため病院等に通院し、人工透析を受けている方			
手続に必要なもの	① 障害者手帳 ② 各種医療受給者証				
利用範囲	更埴観光タクシー・畑山ハイヤー・シンリク観光・ケーエムユー の 4 社				
注意事項	時間制運賃、高速料金、駐車料金は割引対象になりません。障がい者本人及び生計同一者が自動車税又は軽自動車税の減免を受けている方は、年間 4 枚の交付となります。				
窓口	千曲市役所 福祉課 障がい者福祉係(内線 1271)				

2 車いす移送自動車・寝たきり移送自動車の貸し出し

内容	歩行が著しく困難な方が、外出・通院等の際に使用できる移送用自動車を貸し出します。詳細は、千曲市社会福祉協議会へお問い合わせください。		
窓口	戸倉	戸倉地域福祉センター1F 居宅介護支援事業所	登録☎ 026-275-3100
	上山田地区	戸倉地域福祉センター2F 戸上デイサービスセンター	予約☎ 026-275-3655
	更埴地区	更埴デイサービスセンター	登録・予約☎ 026-247-8595

3 航空旅客運賃の割引

内容	各航空会社が国内路線ごと設定しています。身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者。事業者によって取扱いが異なる場合がありますので各航空会社へお問い合わせください。
----	---

4 有料道路(高速道路等)通行料・一般自動車道使用料の割引

内容	下記の手帳の交付を受けている障がい者が有料道路等を利用する場合に適用範囲内で割引があります。	
	対象者	適用範囲
	第1種身体障害者手帳	・自ら自動車を運転する場合 ・介護者が運転する車に同乗の場合
	療育手帳(A1・A2) 第2種身体障害者手帳	・介護者が運転する車に同乗の場合 ・自ら自動車を運転する場合
所有者	本人又は家族名義・当該重度障がい者を継続して日常的に介護している者	
割引率	50%以内	
手続に必要なもの	① 障害者手帳、療育手帳(手帳に証明シールを貼付します。) ② 車検証 ③ 運転免許証(本人運転の場合) ETCを利用される方は①～③の他に下記④～⑤必要 ④ ETC車載器セットアップ証明書 ⑤ 本人名義のETCカード(20歳未満の重度障がい者で、本人以外の者の運転による割引の適用を受け、かつ、本人の運転による割引の適用を受けない場合は、その親権者または後見人名義のカードを含む。)	
オンライン申請	オンライン申請受付サイト: https://www.expressway-discount.jp ETC利用申請はオンラインでも手続きできます。手続き方法は上記URLをご確認ください。	
注意事項	自家用乗用車(10人以下の身体障害者輸送車含む)が対象で、営業用車両は対象外です。 車検証の所有者欄が個人名義であることが条件です。 割賦購入(ローン)または長期リース中はこの限りではありませんので、割賦契約書またはリース契約書をお持ちください。 レンタカー、借用自動車、タクシーでも割引を受けることができます。タクシーやレンタカーをご利用の場合は、事業者へ事前に確認してください。 本制度には有効期限があり、継続する場合、期限内の更新手続きが必要です。	
利用方法	料金所で障害者手帳の証明欄の提示またはETC使用で通過してください。	
窓口	千曲市役所 福祉課 障がい者福祉係 (内線 1271)	

5 自動車改造費用の助成

内容	身体障がい者の自動車の改造に要する費用の一部(上限10万円)を助成します。
対象者	次の要件を全て満たす方 (1) 市内に居住する18歳以上の身体障がい者 (2) 自らが所有し運転する自動車の手動装置等の一部を改造することにより社会参加が見込まれる方 (3) 前年の所得税課税所得金額(各種所得控除後の額)が、改造助成を行う月の属する年の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない方
注意事項	改造を行う前に申請してください。予算には限りがありますので予めご相談ください。
手続に必要なもの	① 身体障害者手帳 ② 運転免許証 ③ 申請書 ④ 税務情報閲覧同意書 ⑤ 車検証 ⑥ 改造費の見積書 ⑦ 改造予定箇所の写真 ⑧ カタログの写し
窓口	千曲市役所 福祉課 障がい者福祉係 (内線 1273)

6 自動車運転免許取得費用の助成

内容	運転免許の取得に要した費用の一部(取得費の実支出額に2/3を乗じて得た額の1/2の額又は10万円のいずれか少ない額)を助成します。
対象者	取得年度において、市町村民税所得割額16万円以下の世帯に属する者で下記に該当する方 (1) 聴覚・平衡機能の障がい者で身体障害者手帳4級以上の方 (2) 音声・言語・そしゃく機能の障がいがある方 (3) 肢体不自由で特別な補助手段を要する方 (4) 療育手帳を交付されている方 (5) 精神障害者保健福祉手帳を交付されている方
注意事項	教習を開始する前に申請してください。予算には限りがありますので予めご相談ください。
窓口	千曲市役所 福祉課 障がい者福祉係 (内線 1273)

7 駐車禁止規制の適用除外

内容	身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、小児慢性特定疾病医療受給者証(色素性乾皮症り患者のみ)の交付を受けている方に対して、駐車禁止除外指定車標章が交付されます。
対象者	手帳の障がい等級により対象者が定められています。
手続に必要なもの	① 申請書(警察署窓口にあります。) ② 各種手帳 ③ 運転免許証の写し
窓口	千曲警察署 交通課 ☎ 026-272-0110

8 身体障がい者補助犬の給付

内容	身体障がい者に身体障がい者補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)が給付されます。
対象者	(1)盲導犬 視覚障がい 1 級の身体障害者手帳を交付されている方 (2)介助犬 肢体不自由障がい 1 級又は 2 級の身体障害者手帳を交付されている方 (3)聴導犬 聴覚障がい 2 級又は 3 級の身体障害者手帳を交付されている方 いずれも ・18 歳以上で、県内に 1 年以上居住している方 ・身体障がい者補助犬を適切に飼育し、利用できる方
訓練等	身体障がい者補助犬を使用するための訓練を行うことが必要であり、この間の経費(交通費、食事代等)は、給付候補者の負担となります。 また、通常の身体障がい者補助犬の飼育、管理等に要する経費は、受給者の負担です。
手続に必要なもの	① 身体障害者手帳
窓口	千曲市役所 福祉課 障がい者福祉係 (内線 1272)

9 信州パーキング・パーミット制度

内容	公共施設や店舗などの施設に設置されている障がい者等用駐車区画を適正にご利用頂くため、障がいのある方や高齢の方、妊産婦の方など歩行が困難な方に県内共通の「利用証」を県が交付する制度です。				
対象者	下記の表に該当の方。①は身体障害者手帳②は療育手帳③は精神障害者保健福祉手帳所持者です。				
		区分	交付基準(手帳等級等)		
	① 身体障がい者	視覚障がい	4級以上	発行の日から 5年以内	
		聴覚障がい	3級以上		
		ろうあ	3級以上		
		平衡機能障がい	5級以上		
		肢体不自由	上肢		2級以上
			下肢		6級以上
			体幹		5級以上
			脳原性		上肢機能
		移動機能			6級以上
		心臓機能障がい	4級以上		発行の日から 5年以内
		腎臓機能障がい			
		呼吸器機能障がい			
		ぼうこうまたは直腸の機能障がい			
		小腸機能障がい			
ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障がい					
肝臓機能障がい					
② 知的障がい者	A1、A2				
③ 精神障がい者	1級				
④ 発達障がい者	歩行に介助等特別な注意が必要と医療機関、療育機関等が認めたもの				
⑤ 難病患者	特定医療費(指定難病)受給者 特定疾患医療受給者 長野県特定疾病医療受給者 小児慢性特定疾病医療受給者 先天性血液凝固因子障害等医療受給者				
⑥ 高齢者	介護保険 要介護1以上	発行の日から 2年以内			
⑦ 妊産婦	母子健康手帳を取得した者 産後は2歳未満の子どもを同伴する場合に限る	母子健康手帳の 取得から出産 (分娩予定日)後 2年の間			
⑧ その他けが人または病気等の者	けがまたは病気等により歩行が困難であることが診断書等に確認できる者	医師の診断書等 による必要期間 以内(最長で発行 の日から1年 以内)			
その他	重複障がいをお持ちの方は表のいずれかに該当していれば、交付を受けることができます。				
手続に必要なもの	市の窓口	① 障がい等が確認できる書類(各種障害者手帳等) ② 診断書(提出が必要な方)			
	窓口	千曲市役所 福祉課 障がい者福祉係 (内線 1271)			
	郵送	① 申請書(下記窓口、または千曲市のホームページ上にあります。) ② 確認書類(身体障害者手帳など)の写し ③ 返信用切手(180円) 郵送先: 〒380-8570 (住所記載不要) 長野県健康福祉部地域福祉課 信州パーキング・パーミット制度 担当 宛			

IX 医療

1 医療支援を受けるには

(1) 自立支援医療《更生医療(18歳以上)・育成医療(18歳未満)の給付》

内容	身体上の障がい除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待される者に対して提供される、更生のために必要な医療費の支給です。 自己負担は1割の定率負担です。所得に応じて1月あたりの負担限度額が設定されています。	
注意事項	福祉医療に該当する方が更生医療、育成医療を受けた場合の自己負担額の一部については、福祉医療が適用されます。	
医療の範囲	診察、薬剤又は治療材料の支給、医学的処置・手術及びその他の治療並びに施術、居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護	
対象となる医療の例	(1) 視覚障害	角膜移植術、水晶体摘出術、硝子体切除術 など
	(2) 聴覚障害	人工内耳埋込み術、鼓室形成術、穿孔閉鎖術 など
	(3) 音声言語障害	顎骨形成術、口蓋裂形成術、歯科矯正 など
	(4) 肢体不自由	関節置換術、関節形成術、骨切り術 など
	(5) 内部障害等	人工透析療法、腎臓移植術、ペースメーカー埋込術、肝臓移植術、移植術後の抗免疫療法、中心静脈栄養法、抗HIV療法 など
手続に必要なもの	① 申請書 ② 意見書(専用) ③ 保険証情報が確認できる書類 ④ 税務情報の閲覧同意書 ⑤ 個人番号 ⑥ 身体障害者手帳(更生医療のみ) ⑦ 特定疾病療養受療証(人工透析実施該当者のみ)	
窓口	千曲市役所 福祉課 障がい者福祉係 (内線 1272)	

(2) 自立支援医療《精神障がい者の精神通院医療費の公費負担》

内容	自己負担については原則として医療費の1割負担です。 世帯の所得に応じて負担上限月額を設定します。	
対象者	通院により医療を受けている精神に障がいのある方	
手続に必要なもの	① 申請書 ② 診断書(専用) ③ 保険情報が確認できる書類 ④ 税務情報の閲覧同意書 ⑤ 年金証書・振込通知書等の写し(障害年金等を受給している方のみ) ⑥ 個人番号	
窓口	千曲市役所 福祉課 障がい者福祉係 (内線 1271・1272)	

(3) 障がい者歯科診療

内容	重度障がい者のために、以下の県内4病院が基幹病院として県から指定されています。		
	(北信)…長野赤十字病院	☎ 026-226-4131	長野市若里 5-22-1
	(東信)…浅間総合病院	☎ 0267-67-2295	佐久市岩村田 1862-1
	(中信)…松本歯科大学病院	☎ 0263-51-2300	塩尻市広丘郷原 1780
	(南信)…昭和伊南総合病院	☎ 0265-82-2121	駒ヶ根市赤穂 3230

2 在宅重度心身障がい児(者)の訪問歯科健診

内容	長野県では、口腔衛生の向上を通して健康の維持・増進を図るため、在宅の重度心身障がい児(者)に対する訪問歯科健診を実施しています。
対象者	以下の項目すべてに該当する者(児) (1) 身体障害者手帳の肢体不自由1級～3級の方 (2) 療育手帳A1またはA2の方 (3) 県内に住所を有し、在宅で介護を受けており、外出が困難である方 (保育所、幼稚園、学校等に通所、通園、通学していても、施設内で実施する歯科健診を受けられない状態である場合を含む。) (4) 介護保険制度を利用していない方
注意事項	療育手帳の交付を受けていない障がい児(者)の方でも、市が「重度心身障がい児(者)」と判断した場合は対象となります。
申込方法	毎年度7月頃に市報・ホームページでお知らせします。下記窓口にお問い合わせください。
窓口	千曲市役所 福祉課 障がい者福祉係 (内線 1273)

3 福祉医療費給付金

内容	重度の心身障がい者が医療機関で保険診療を受けた場合、医療機関等の窓口で支払う医療費の一部を助成します。
対象者	(1) 身体障害者手帳 1～4 級の交付を受けている方(4 級は所得制限あり) (2) 療育手帳の A1・A2・B1 の交付を受けている方 (3) 65 歳以上の重度障がい者(後期高齢者医療の障がい認定を受けることができる方) (4) 精神障害者保健福祉手帳 1 級・2 級の交付を受けている方(所得制限あり) (5) 自立支援医療(精神通院)受給者証の交付を受けている方(通院分のみ) (6) 特別児童扶養手当 1 級・2 級該当者 (7) 65 歳未満の国民年金法施行令別表で定める 1 級 10 号及び 2 級 16 号該当者
給付方法	医療機関等での会計の際、「福祉医療費受給者証」を提示すると、後日自動的に給付金を指定口座に振り込みます。※ただし、給付申請が必要な場合もあります。
窓口	千曲市役所 健康推進課 国保医療係 (内線 1233)

4 難病等に関する医療費の給付について

難病等に関する医療費が助成されます。詳しくは、長野保健福祉事務所の窓口へお問い合わせください。

給付の種類	内容	対象者
小児慢性特定疾病医療費給付	小児慢性特定疾病(801 疾病)にかかっている 18 歳未満の児童などが、指定医療機関(薬局、訪問看護ステーションを含む。)において、当該疾病に係る治療を受けた場合、その医療費が助成されます。 なお、所得に応じた一部負担額があります。	小児慢性特定疾病に関する医療を受けている方
難病患者の医療費給付 (特定医療費、特定疾病医療費)	国または県が指定した難病患者の保健医療費(介護サービス費)の自己負担分を公費負担します。なお、所得に応じた自己負担があります。	国または県が指定した難病に関する医療を受けている方
遷延性意識障害者医療費給付	遷延性意識障がい者(遷延性植物状態者)の保険医療費の自己負担分を公費負担します。なお、所得に応じた自己負担があります。	引き続いて 3 ヶ月以上の間、意識障がい等がある方
ウイルス肝炎医療費給付	B 型および C 型ウイルス肝炎の患者の保険医療費(原則入院に限るが、一部の通院も対象)の最終自己負担分(患者一部負担額を除く)を公費負担します。	ウイルス肝炎に関する医療を受けている方
お問い合わせ先	長野保健福祉事務所 健康づくり支援課 ☎ 026-225-9045	

X 税金

1 控除

(1) 所得税及び市県民税に関する障がい者の所得控除

内容	税額の計算の基礎となる所得から、下記の通り所得控除として控除されます。						
区分	等級	障がい等級		所得税(国税)		市県民税(地方税)	
		身障 1・2 級 療育 A1・A2 精神 1 級	身障 3～6 級 療育 B1・B2 精神 2・3 級	本人	控除対象 配偶者又は 扶養親族	本人	控除対象 配偶者又は 扶養親族
障害者			●	27万円		26万円	
特別障害者	●			40万円		30万円	
同居特別障害者	●				75万円		53万円
窓口	所得税(国税)……上田税務署 ☎ 0268-22-1234(自動音声案内) 市県民税(地方税)…千曲市役所 税務課 市民税諸税係 (内線 1141・1142・1143・1144) 給与所得者の場合は、勤務先の給与(年末調整)担当者に相談をお願いします。						

(2) 所得税・市県民税に関する医療費控除

内容	本人や生計を一にする配偶者やその他の親族のために支払った一定額以上の医療費があるときは、所得から差し引くことができます。	
医療費控除の 計算方法	$\left(\begin{array}{c} 1/1\sim 12/31\text{で} \\ \text{支払った医療費} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{保険金などで} \\ \text{補填される金額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} 10\text{万円又は総所得金額等の}5\% \\ \text{(どちらか少ない方)} \end{array} \right) = \left(\begin{array}{c} \text{医療費控除額} \\ \text{(最高 200 万円)} \end{array} \right)$	
対象	診療費の他、次の費用も医療費控除の対象となります。 ① 紙おむつ購入費用 6ヶ月以上寝たきり状態で、おむつの使用が必要であると医師が認めた方のおむつ代(医師又は市が発行した「おむつ使用証明書」と「支出したおむつ代の領収書」が必要です。) ② ストマ用装具購入費用 人工肛門、人工膀胱造設者が使用するストマ用装具で、ストマ用装具を消耗品として使用することが治療に必要不可欠であると医師が認めた方のストマ装具購入費用(医師が発行した「ストマ用装具使用証明書」と、「支出したストマ用装具代の領収書」が必要です。) ③ 介護サービスに要する費用 一定の要件を満たす在宅介護サービス等の提供に係る自己負担額等	
手続	医療費控除に関する事項を記載した確定申告書又は市県民税の申告書の提出が必要です。その際、医療費控除の明細書を作成し、添付する必要があります。	
窓口	所得税(国税)…上田税務署 ☎ 0268-22-1234(自動音声案内) 市県民税(地方税)…千曲市役所 税務課 市民税諸税係 (内線 1141・1142・1143・1144)	

(3) 相続税に関する障害者控除…国税

内容	相続人が障がい者である場合、相続税額から一定額が控除(税額控除)されます。障害者控除が受けられる人の詳細は、上田税務署に問い合わせてください。	
	身障 1・2 級、療育 A1・A2、精神 1 級	20 万円×(85 歳に達するまでの年数)
	身障 3～6 級、療育 B1・B2、精神 2・3 級	10 万円×(85 歳に達するまでの年数)
窓口	上田税務署 ☎ 0268-22-1234(自動音声案内)	

2 非課税

(1) 利子等の非課税(障害者等マル優)…国税

内容	預け入れた少額預金及び購入した少額公債については、それぞれの制度に基づき元本 350 万円を限度として利子等が非課税になります。
対象者	身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、障害年金受給者 等
窓口	ゆうちょ銀行(郵便局)、銀行、証券会社 等

(2) 贈与税の非課税…国税

内容	特別障害者を受益者として、信託会社等と「特別障害者扶養信託契約」を締結した場合、信託受益権の価額のうち 6,000 万円(特定障害者のうち、特別障害者以外の者にあつては 3,000 万円)まで贈与税がかかりません。
受益者	身体障害者手帳 1・2 級所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者
窓口	信託銀行 等

(3) 消費税の非課税…国税、県税(地方消費税)

内容	障がい者の使用に供するための特殊な性状、構造又は機能を有する次の物品の譲渡、貸付等が非課税となっています。 ・補装具(義肢、装具、補聴器、車いす等) ・日常生活用具(視覚障害者用読書器、特殊寝台、体位変換器等) ・身体障がい者が運転できるよう補助手段が講じられている自動車(手動装置、左足用アクセル、足踏式方向指示器等) ・車いすを使用する者を、車いすとともに搬送できるよう昇降装置を装備し、かつ、車いすの固定に必要な手段を施してある自動車
窓口	上田税務署 ☎ 0268-22-1234(自動音声案内)

(4) 個人事業税の非課税…県税

内容	両眼の視力を喪失した者又は万国式試視力表により測定した両眼の視力が 0.06 以下の重度視覚障がい者が行う、あんま、指圧、はり、きゅう、マッサージその他の医業に類する事業
対象者	重度視覚障がい者
窓口	総合県税事務所 ☎ 026-234-9507(直通)

(5) 個人市・県民税の非課税…県税、市税

内容	前年の合計所得金額が 135 万円以下(収入が給与のみの場合、年収に直すと 204 万 4,000 円未満)の障がい者、未成年者、寡婦またはひとり親の方には、個人市・県民税が課税されません。
窓口	千曲市役所 税務課 市民税諸税係 (内線 1141・1142・1143・1144)

3 減額 バリアフリー改修に係る固定資産税の減額措置

内容	対象者が居住する家屋に対し、一定のバリアフリー改修工事を行った場合について、床面積の 100 m ² 分を上限として翌年度分の固定資産税から 3 分の1が減額されます。 ※工事完了から 3 か月以内に申告書に必要書類を添付し税務課固定資産税係までご提出ください。 ※対象の家屋が新築から 10 年以上が経過していること、改修工事に要した費用から補助金等を差し引いた額が 50 万円を超えていること等、一定の要件があります。詳しくは税務課窓口までお問い合わせください。
対象者	① 65 歳以上の者(工事が完了した翌年の1月1日時点) ② 要介護認定又は要支援認定を受けている者 ③ 障がいを持っている者
提出書類	① バリアフリー改修工事に伴う固定資産税減額申告書 ② 納税義務者の住民票の写し ③ 介護保被保険者証の写し、障害者手帳等の写し等、適用対象者であることを証明する書類 ④ 工事明細書・写真 ⑤ 改修工事を行った箇所がわかる平面図の写し ⑥ 改修工事の費用及び支払日がわかる書類 ⑦ 補助金等の金額を確認できる書類
窓口	千曲市役所 税務課 固定資産税係 (内線 1132・1133・1134)

4 自動車税(種別割/環境性能割)(県税) 軽自動車税(種別割/環境性能割)(市税)の減免

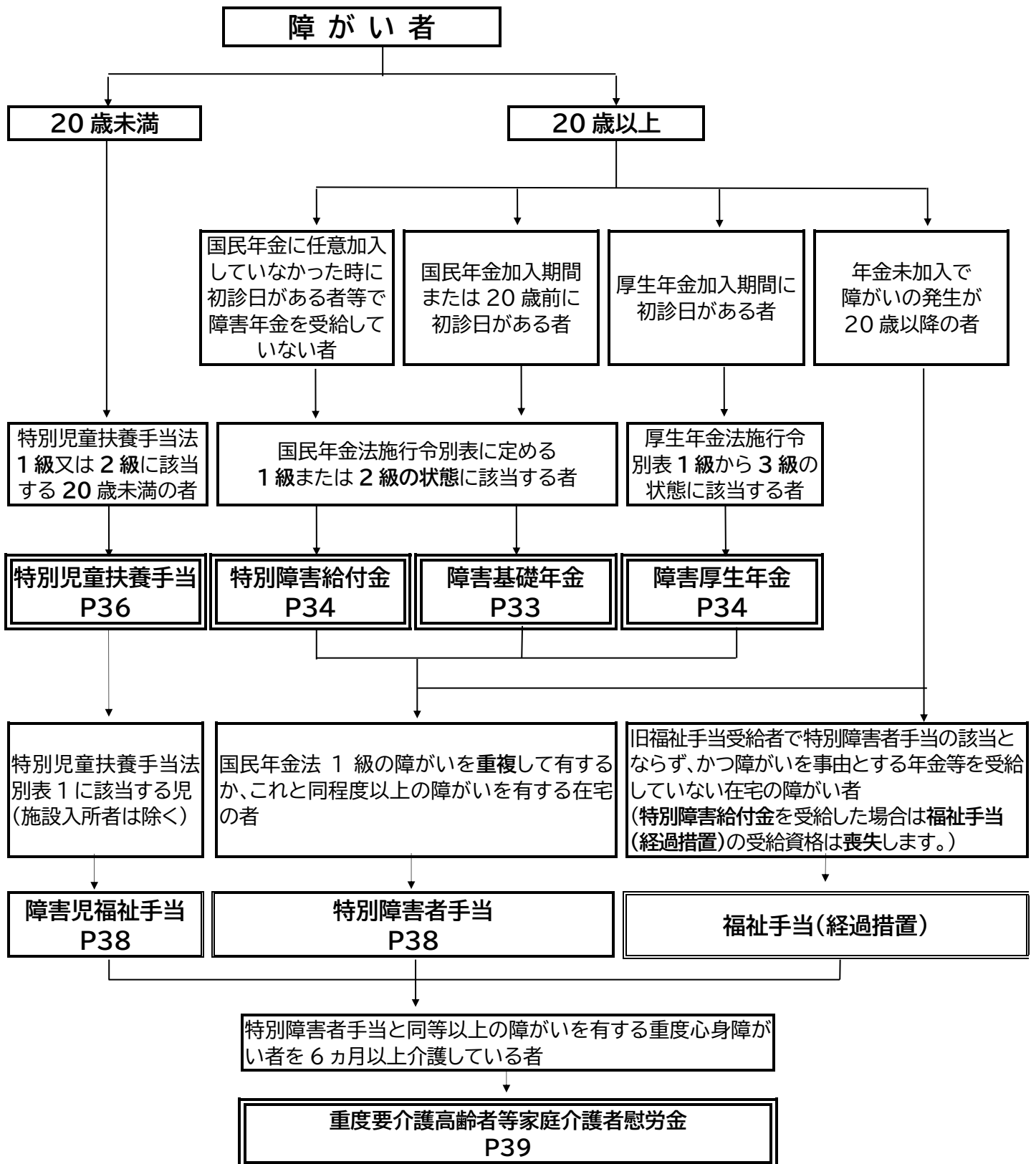
内容	障がい者のために専ら使用する自動車で、条件にあてはまるものを減免します。																
対象者	障がいの程度が次の表に該当する方 ● 本人及び同一生計者、常時介護者の運転も対象 ○ 本人運転のみ対象																
注意事項	2つ以上の障がい区分に該当する場合は、個々の障がい区分・程度等により判定します。																
	身体障害者手帳をお持ちの方						戦傷病者手帳をお持ちの方										
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	項 症						款 症				
							特	1	2	3	4	5	6	1	2	3	
身 体 障 が い	視 覚	●	●	●	●		●	●	●	●	●						
	聴 覚		●	●			●	●	●	●	●						
	平 衡			●			●	●	●	●	●						
	音 声 (喉頭摘出者のみ)			○			○	○	○								
	上 肢	●	●				●	●	●	●							
	下 肢	●	●	●	○	○	○	●	●	●	●	○	○	○	○	○	
	体 幹	●	●	●		○		●	●	●	●	○	○	○	○	○	
	脳原性 上肢	●	●														
	脳原性 移動	●	●	●	○	○	○										
	心 臓	●		●				●	●	●	●						
	じん臓	●		●				●	●	●	●						
	呼吸器	●		●				●	●	●	●						
	膀胱又は直腸	●		●				●	●	●	●						
小 腸	●		●				●	●	●	●							
肝 臓	●	●	●				●	●	●	●							
免 疫	●	●	●														
知的障がい	● 療育手帳 A1 または A2 の交付を受けている方																
精神障がい	● 精神障害者保健福祉手帳の1級の交付を受けている方																

所 有 関 係	区分	所有者(納税義務者)	運転者
	18歳未満の身体障がい者	同一生計者	同一生計者
	18歳以上の身体障がい者	本人	本人
			同一生計者 日常的介護者(障がい者等のみで構成の世帯に限る。)
	知的障がい者	本人	本人
			同一生計者 日常的介護者(障がい者等のみで構成の世帯に限る。)
	精神障がい者	本人	本人
			同一生計者 日常的介護者(障がい者等のみで構成の世帯に限る。)
		同一生計者	本人
			同一生計者

減免要件	使用要件	次のいずれかの用途で使用する こと ア 障がいのある方が本人が運転すること イ 障がいのある方の通院・通学・通勤・その他日常生活の必要のために障がいのある方と生計を一にする方が運転すること ウ 障がいのある方(障がいのある方のみで構成される世帯の方に限る)の通院・通学・通勤・その他日常生活の必要のために障がいのある方を日常的に介護する方が運転すること
	所有要件	次のいずれかの方が所有していること ア 障がいのある方 イ 障がいのある方と生計を一にする方(18歳未満の身体障がい者及び精神・知的障がい者に限る。) ※身体障がい児が18歳に達した場合は、障がい者本人の所有に名義変更するとともに再度減免申請が必要となります。
減免台数	障がいのある方1人につき、自家用の自動車(軽自動車を含む)1台に限る	
減免申請の時期	県税	・4月1日から納期限まで ・年度の中で新たに該当となった場合「身体障害者手帳等の交付」「減免該当となる等級への等級変更」「自動車の新規登録」「病院からの退院」等の理由により減免が受けられる要件を満たした日から30日以内
	市税	・納税通知書が届いてから納期限前7日まで
申請に必要なもの	① 減免申請書 ② 納税通知書 ③ 障害者手帳(コピー不可) ④ 自動車検査証(車検証)又はコピー ⑤ 運転する方の運転免許証又はコピー(両面) ⑥ 減免申請される納税義務者の方のマイナンバー+身分証明書(運転免許証など) ⑦ 同一生計証明書(上記の減免要件中の使用要件イまたは所有要件イに該当する場合)もしくは日常的介護者の証明書(障がい者のみで構成される世帯の障がい者を日常的に介護される方が運転する場合) ※代理人申請の場合、上記の他に委任状と代理人の身分証明書が必要です。	
共通の注意事項	障がいのある方ご本人が運転する場合は、減免申請書の受付時に運転の確認をさせていただく場合があります。 運転免許証の条件欄に条件が記載されている場合(アクセル・ブレーキ手動式等)は、申請車両を確認させていただきます。 同一生計証明書及び日常的介護者証明書の用紙は、総合県税事務所及び市福祉事務所(福祉課)の窓口にあります。 すでに減免を受けている場合は、申請事項に変更がない限り翌年度以降も継続し減免されますので、改めて減免申請する必要はありません。	
窓口	市 軽自動車税(種別割) 千曲市役所 税務課 市民税諸税係 (内線 1141・1142・1143・1144) 県 自動車税(種別割/環境性能割) 軽自動車税(環境性能割)※市税ですが当分の間は長野県が徴収を行います。 総合県税事務所 ☎ 026-234-9507	

XI 年金・手当等

1 障がい者に対する手当等の概要



2 年金を受けるには

(1)障害基礎年金

内容	病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになったときに受け取ることができる年金です。										
対象者	<p>次のすべての要件を満たす方が受給できます。</p> <p>(1) 初診日(病気やけがで初めて医師等の診療を受けた日)が、次のいずれかにあること。 ・国民年金の加入期間 ・20歳前または60歳以上 65 歳未満で年金制度に加入していない期間 (老齢基礎年金を繰り上げ受給している方は対象になりません)</p> <p>(2) 初診日の前日において、次の保険料納付要件を満たしていること。 ・初診日がある月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と免除期間を合算した期間が 2/3 以上あること(初診日が令和18年3月末日までにある場合は、特例として初診日の属する月の前々月までの直近1年間に未納期間がないこと。いずれも初診日の前日までの納付が必要)。 ・初診日が20歳前の年金制度に加入していない期間のときは、納付要件は不要です。</p> <p>(3) 障がいの状態が、障害認定日(原則として初診日から1年6ヵ月を過ぎた日)または20歳に達したときに、国民年金法施行令別表に定める1級又は2級の状態に該当していること(障害認定日のときに該当しなかった方でも、その後状態が悪化して該当になることで障害基礎年金を受給できる場合があります)。</p>										
年金額 (令和7年度)	障害基礎年金 1 級	年額 1,039,625円 (昭和31年4月1日以前に生まれた方は1,036,625円)									
	障害基礎年金 2 級	年額 831,700円 (昭和31年4月1日以前に生まれた方は829,300円)									
	受給権者と同一生計の子(18歳になった後の最初の3月31日までの子及び20歳未満で障害等級1級・2級の障がいの状態にある子)がいる場合は、人数に応じて次の額が加算されます。										
	1人目及び2人目の子	1人につき年額 239,300円加算									
	3人目以降の子	1人につき年額 79,800円加算									
支給制限	20歳前に初診日がある方の障害基礎年金は、所得により支給制限があります。また、海外に居住したときや矯正施設に入所した場合、年金の全額が支給停止となります。他の公的年金等を受給できる場合にも年金額が調整されることがあります。										
障害年金に 該当する 状態	障害年金における障がいの程度1級…日常生活において、他人の介助を必要とする程度のもの 障害年金における障がいの程度2級…日常生活において、著しい制限を受ける程度のもの 障がい者手帳に記載された障がいの程度と障害年金の障害等級は異なりますので、下表は目安となります。										
	[記号の意味]●障害年金の障害等級1級相当 ○障害年金の障害等級2級相当										
	身体障がい (参考)	手帳の等級	1級	2級	3級	4級	手帳の等級	1級	2級	3級	4級
		視覚	●	●	○		下肢	●	●	●	○
聴覚			●	○		体幹	●	●	○		
平衡				○		心臓	●	○		○	
音声・言語				○	○	腎臓	●	○		○	
そしゃく				○		呼吸器	●	○		○	
	上肢	●	●	○	○	膀胱・直腸	○		○		
	知的障がい	● 精神能力の全般的発達に高度の遅滞があるもの ○ 精神能力の全般的発達に遅滞があるもの									
	精神障がい	● 他人の介助を受けなければほとんど自分のことができない程度のもの ○ 日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの									
窓口	千曲市役所 市民課 年金係 (内線 1221)										

(2)障害厚生年金・障害共済年金等

内容	<p>次のすべての要件を満たす方が受給できます。</p> <p>(1)厚生年金又は共済年金の加入中に初診日があること。 (初診日が65歳以上でも加入期間中に初診日があれば可)</p> <p>(2)納付の要件は障害基礎年金と同じ。</p> <p>(3)障がいの状態が、障害認定日(原則として初診日から1年6ヶ月を過ぎた日)に達したときに厚生年金保険法施行令等に定める1級、2級又は3級の状態にあること(障害認定日のときに該当しなかった方でも、その後状態が悪化して該当になることで障害厚生年金等を受給できる場合があります)</p> <p>※船員の障害年金もほぼ同様です。</p>			
年金額 (令和7年度)	程度	障害厚生年金		障害共済年金
	1級	報酬比例の年金額×1.25+配偶者の加給年金額		
	2級	報酬比例の年金額×1.00+配偶者の加給年金額		
	3級	報酬比例の年金額×1.00 ※最低補償額は623,800円 (昭和31年4月1日以前に生まれた方は622,000円)		
	配偶者加給年金額	239,300円		各共済組合に お問い合わせ下さい
障害年金に該当する状態	障がいの程度1級と2級は33ページ「障害基礎年金」の表に同じ。 障がいの程度3級は厚生年金保険法施行令別表第1による。			
窓口	障害厚生年金…勤務先を管轄する年金事務所 千曲市・坂城町は日本年金機構長野南年金事務所 ☎ 026-227-1284 障害共済年金…各共済組合			

(3)特別障害給付金

内容	20歳以上で、任意加入対象期間中に国民年金に任意加入していなかったことなどにより障害基礎年金などを受給できない障がい者の方を対象に、福祉的な給付金を支給します。		
対象者	<p>次のいずれかに該当する方が受給できます。ただし、障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金などを受給できる方は対象になりません。</p> <p>(1)平成3年3月以前に国民年金任意加入対象者であった学生。当時任意加入していなかった期間に初診日があり、現在、障害基礎年金1・2級相当の障がいの状態にある方</p> <p>① 大学(大学院)・短大・高等学校及び高等専門学校</p> <p>② 昭和61年4月から平成3年3月までは、専修学校及び一部の各種学校も含まれます</p> <p>(2)昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象者であった被用者等の配偶者であって、当時任意加入していなかった期間に初診日があり、現在、障害基礎年金1・2級相当の障がいの状態にある方(ただし、65歳の誕生日の前々日までに障がいの状態に該当した方に限ります)</p> <p>① 被用者年金制度(厚生年金・共済組合等)の加入者の配偶者</p> <p>② 上記①の老齢給付受給者及び受給資格期間満了者(通算老齢・通算退職年金を除く)の配偶者</p> <p>③ 上記①の障害年金受給者の配偶者</p> <p>④ 国会議員の配偶者</p> <p>⑤ 地方議会議員の配偶者(ただし、昭和37年12月以降)</p>		
給付金額 (令和7年度)	障害基礎年金1級相当に該当する方	月額 56,850円	
	障害基礎年金2級相当に該当する方	月額 45,480円	
	1級・2級…「障害基礎年金」(33ページ参照)に相当する障がいの状態にあるとき		
支給制限	<p>・受給者本人の前年の所得が一定額を超えると、給付金の全額又は半額が支給停止となる場合があります。</p> <p>・老齢年金、遺族年金、労災補償などを受給されている場合は、その受給相当額は支給されません。(受給相当額が、特別障害給付金の額を上回る場合は、特別障害給付金は支給されません。)</p> <p>・福祉手当(経過措置)を受給されている方は、特別障害給付金が支給されると手当の受給資格が喪失します。</p>		
窓口	千曲市役所 市民課 年金係 (内線 1221)		

(4)心身障害者扶養共済年金

内容	心身障がい者・児を扶養している方が、毎月一定の掛金を払い込み、扶養している方が死亡、または著しい障がいを有する状態となったとき、その方が扶養していた心身障がい者・児に年金を支給するものです。(掛金は全額所得控除の対象となります。)								
心身障がい者・児の範囲	次のいずれかに該当する心身障がい者・児等で、将来独立自活することが困難であると認められる者・児(年齢は問いません。 (1)知的障がい者・児 (2)身体障がい者・児(身体障害者手帳 1～3 級) (3)精神又は身体に永続的な障がいを有する方で、(1)又は(2)と同程度の障がいと認められるもの(統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など)								
加入対象者	心身障がい者・児を扶養している保護者(父母、配偶者、兄弟姉妹、親族など)で次のすべての要件を満たしている方 (1)県内に住所があること (2)4月1日における年齢が65歳未満であること (3)特別な疾病又は障がいのない健康状態であること								
加入口数	1人の心身障がい者・児に対し2口まで加入できます。								
手続に必要なもの	加入等申請書、保護者と心身障がい者・児の住民票の写し、申込者告知書、障害証明書、年金管理者指定届書								
掛金月額	掛金の額は次のとおりで、加入時の年齢(4月1日現在)により額が決まります。 (平成20年4月からの加入者)								
	加入時年齢	～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～65歳	
	掛金月額	9,300円	11,400円	14,300円	17,300円	18,800円	20,700円	23,300円	
掛金納付の特典	(1)加入者の世帯の所得状況等により掛金が減額されます。 生活保護世帯(10/10)、市県民税非課税世帯(5/10)、市県民税均等割のみの世帯(3/10)、2人以上の障がい者・児を年金給付の対象とする加入者(3/10) (2)20年以上継続して加入し、かつ、加入者が65歳以上になると掛金が全額免除されます。ただし、従前分加入者については「20年」が「25年」となります。 ※従前分加入者とは、昭和61年3月31日以前の加入者で加入時の年齢が45歳未満の者及び昭和45年の制度発足時に1年間限り加入を認められた65歳未満の者 (3)掛金は小規模企業共済等掛金控除として、税法上の所得控除の対象となります。								
年金等の給付	(1)年金	加入者が死亡又は重度障がいとなったときは、その月から生涯にわたって心身障がい者・児に対し年金を支給します。							
		1口加入の方			月額 2万円(年額 24万円)				
	2口加入の方			月額 4万円(年額 48万円)					
	(2)弔慰金	加入期間が1年以上で、加入者より先に心身障がい者・児が死亡した時は、加入者に対し加入期間に応じて弔慰金(一時金)を支給します。(金額は平成20年4月からの加入者)							
		加入期間 1年以上 5年未満			5万円				
		加入期間 5年以上 20年未満			12万5千円				
		加入期間 20年以上			25万円				
	※2口加入の場合は、2口目の加入期間に応じ表の金額に合算されます。								
	5年以上加入した後、この制度を脱退した時は、加入期間に応じて脱退一時金を支給します。(金額は平成20年4月からの加入者)								
	(3)脱退一時金	加入期間 5年以上 10年未満			7万5千円				
加入期間 10年以上 20年未満			12万5千円						
加入期間 20年以上			25万円						
※2口加入者の場合は、2口目の加入期間に応じて表の金額に合算されます。									
窓口	千曲市役所 福祉課 障がい者福祉係 (内線 1274)								

(5)心身障害者扶養共済年金加入助成金

内容	心身障害者扶養共済年金の加入者に対し掛金の一部を助成金として支給します。							
対象者	・心身障害者扶養共済年金の加入者で市内に住所を有する方 ・当該年度内2ヵ月以上の掛金がある方							
支給額	年額 4,000円							
窓口	千曲市役所 福祉課 障がい者福祉係 (内線 1274)							

3 手当等を受けるには

(1)特別児童扶養手当

内 容	20 歳未満の重度の障がい児童を監護・生計維持している人に対し、支給される手当です。支給に際し、診断書・手帳等で判定を受けていただきます。 ただし、次の場合は支給されません。 ・父母又は養育者及び扶養義務者の所得が一定額を越える場合(次表参照) ・児童又は父母又は養育者が日本国内に住所がないとき ・児童が障がいを支給事由とする年金を受けることができるとき ・児童が児童福祉法等により施設に入所しているとき また、詳細につきましては、下記窓口までご相談ください。				
手当の額 (令和 7 年 4月現在)	1 級該当児童 1 人につき		月額 56,800 円		
	2 級該当児童 1 人につき		月額 37,830 円		
所得制限	扶養親族等の数	所得制限額			備考
		本人(請求者)	配偶者及び扶養義務者		
	0 人	4,596,000 円未満	6,287,000 円未満	該当の場合は左記限度額に加算 ・老人控除対象配偶者 100,000 円/人 ・老人扶養親族 100,000 円/人 ・特定扶養親族 250,000 円/人 ・16 歳以上 19 歳未満の控除対象扶養親族 250,000 円/人	
	1 人	4,976,000 円	6,536,000 円		
	2 人	5,356,000 円	6,749,000 円		
	3 人	5,736,000 円	6,962,000 円		
以降 1 人増 毎	+380,000 円	+213,000 円			
該当する障がい等級はおおむね次のとおりです。《●手当 1 級(重度)、○手当 2 級(中度)》					
身体障がい	1 級	2 級	3 級	4 級	備考
視 覚	●	●	○		(注) 1 1級の内部障がいについては、日常生活において常に他人の介助、保護を受けなければほとんど自己の用を弁ずることができない程度のものをいいます。 2 2級の内部障がいについては、他人の助けをかりる必要はないが、日常生活は極めて困難である程度のものをいいます。
聴 覚		●	○		
平 衡			○		
音声・言語			○		
そしゃく			○		
上 肢	●	●	○		
下 肢	●	●	●	○	
体 幹	●	●	○		※手当等級は目安であり、判定の結果、表と一致しない場合もあります。
内 部	●	●	○		
知的障がい	● 食事や身のまわりのことを行うのに全面的な援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が不可能か著しく困難であるため、日常生活が困難で常時援助を必要とするもの(療育手帳 A1・A2 程度) ○ 食事や身のまわりのことなどの基本的な行為を行うのに援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が簡単なものに限られるため、日常生活にあたって援助が必要なもの				
精神障がい	● 日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの ○ 日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの				
窓 口	千曲市役所 こども未来課 子育て支援係 (内線 1251)				

(2)児童扶養手当

<p>内 容</p>	<p>父母の離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親家庭や、父又は母が重度障がい者の家庭等に対し支給されます。 ただし、所得が一定額を越える場合は手当の一部又は全部が支給されません。 また、次の場合も支給されません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童又は父・母又は養育者が日本国内に住所がないとき ・児童が児童福祉施設に入所しているとき、又は里親に委託されているとき ・児童が母の配偶者(内縁関係も含む)又は父の配偶者(内縁関係も含む)に養育されているとき(配偶者障害を除く) <p>◎児童又は支給対象者が公的年金*を受給できるとき ただし、年金額が児童扶養手当よりも低いときには、その差額分の児童扶手当を受給することが出来る。 *遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など</p>																										
<p>受給資格者</p>	<p>次の条件にあてはまる、18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある児童を監護している父又は母や、父・母にかわってその児童を養育している方が対象です。 ただし、児童が心身に基準以上の障がい(特別児童扶養手当該当程度)を有する場合は、20歳未満まで手当を受給できます。いずれの場合も国籍は問いません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・父母が婚姻を解消した児童 ・父又は母が死亡した児童 ・父又は母が重度の障がい(国民年金法の障害等級1級程度)にある児童 ・父又は母の生死が明らかでない児童 ・父又は母から引き続き1年以上遺棄されている児童 ・父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童 ・父又は母が法令に定める裁判所からのDV保護命令を受けた児童 ・母が婚姻によらないで生まれた児童 <p>また、詳細につきましては、下記窓口にご相談ください。</p>																										
<p>手当の額 (令和7年4月以降)</p>	<p>区分</p>	<p>全部支給される者(月額)</p>	<p>一部支給される者(月額)</p>																								
<p>児童1人のとき</p>		<p>46,690円</p>	<p>46,680円~11,010円 (所得額に応じて決定)</p>																								
<p>児童2人以上のとき</p>		<p>児童1人ごとに11,030円加算</p>	<p>11,020円~5,520円 (所得額に応じて決定)</p>																								
<p>所得制限 (前年の所得で判定。 ただし、1月から9月に請求した場合は前々年) (令和7年4月以降)</p>	<p>扶養親族等の数</p>	<p>所得制限額</p> <table border="1" data-bbox="544 1527 1554 1684"> <thead> <tr> <th></th> <th>本人(全部支給)</th> <th>本人(一部支給)</th> <th>孤児等の養育者配偶者扶養義務者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0人</td> <td>690,000円未満</td> <td>2,080,000円未満</td> <td>2,360,000円未満</td> </tr> <tr> <td>1人</td> <td>1,070,000円</td> <td>2,460,000円</td> <td>2,740,000円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>1,450,000円</td> <td>2,840,000円</td> <td>3,120,000円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>1,830,000円</td> <td>3,220,000円</td> <td>3,500,000円</td> </tr> <tr> <td>以降1人増毎</td> <td>+380,000円</td> <td>+380,000円</td> <td>+380,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>該当の場合は上記限度額に加算 ・老人控除対象配偶者 100,000円/人・老人扶養親族 100,000円/人 ・特定扶養親族 150,000円/人・16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族 150,000円/人 *養育費の8割相当額を所得額に加算します。</p>			本人(全部支給)	本人(一部支給)	孤児等の養育者配偶者扶養義務者	0人	690,000円未満	2,080,000円未満	2,360,000円未満	1人	1,070,000円	2,460,000円	2,740,000円	2人	1,450,000円	2,840,000円	3,120,000円	3人	1,830,000円	3,220,000円	3,500,000円	以降1人増毎	+380,000円	+380,000円	+380,000円
	本人(全部支給)	本人(一部支給)	孤児等の養育者配偶者扶養義務者																								
0人	690,000円未満	2,080,000円未満	2,360,000円未満																								
1人	1,070,000円	2,460,000円	2,740,000円																								
2人	1,450,000円	2,840,000円	3,120,000円																								
3人	1,830,000円	3,220,000円	3,500,000円																								
以降1人増毎	+380,000円	+380,000円	+380,000円																								
<p>窓 口</p>	<p>千曲市役所 こども未来課 子育て支援係 (内線 1251)</p>																										

(3)障害児福祉手当

内容	日常生活において、常時介護を必要とする在宅重度障がい児(20歳未満)に支給されます。ただし、障害年金等一定の年金を受給している場合や所得が一定額を越える場合は支給停止となります。		
手当の額	月額 16,560円 (令和8年度) ※年度により金額が変更する場合があります。		
所得制限	後記「(4)特別障害者手当」に同じ。」		
対象者	該当する障がい等級はおおむね次のとおりです。		
	身体障がい	視覚	1級及び2級の一部
		上肢	
		下肢	
		体幹	
		聴覚	
	内部	1級	
(注) 脳原性運動機能障がいの場合は、表中の上肢、下肢又は体幹機能障がいに準じて取り扱います。			
知的障がい	知能指数おおむね 20 以下		
精神障がい	日常生活において常時介護を必要とする程度		
窓口	千曲市役所 福祉課 障がい者福祉係 (内線 1274)		

(4)特別障害者手当

内容	日常生活において、常時特別の介護を必要とする 20 歳以上の在宅重度障がい者(病院または診療所に継続して 3 ヶ月以上入院している者を除く。)に支給されます。また、所得が一定額を越える場合は支給されません。			
手当の額	月額 30,450円 (令和8年度) ※年度により金額が変更する場合があります。			
所得制限	扶養親族等の数	所得制限額		
		本人(請求者)	配偶者及び扶養義務者	備考
	0人	3,661,000円未満	6,287,000円未満	該当の場合は本人左記限度額に加算
	1人	4,041,000円	6,536,000円	・老人控除対象配偶者 100,000円/人
	2人	4,421,000円	6,749,000円	・老人扶養親族 100,000円/人
	3人	4,801,000円	6,962,000円	・特定扶養親族 250,000円/人
以降1人増毎	+380,000円	+213,000円	・16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族 250,000円/人	
対象者	該当する障がい程度はおおむね次の障がいが重複するもの又はそれと同程度以上のものです。			
	身体障がい	視覚	1級及び2級の一部	
		上肢		
		体幹		
		下肢		1級、2級及び3級の一部
		聴覚		2級
	内部	1級		
(注) 脳原性運動機能障がいの場合は、表中の上肢、下肢又は体幹機能障がいに準じて取り扱います。				
知的障がい	知能指数おおむね 20 以下			
精神障がい	日常生活において常時介護を必要とする程度			
窓口	千曲市役所 福祉課 障がい者福祉係 (内線 1274)			

(5)交通・災害遺児等に対して

①交通・災害遺児見舞金

内容	交通事故・災害事故により、父又は母が死亡もしくは障害程度1級(身体)となった時、その子供(18歳未満)に対し、見舞金を支給します。
窓口	千曲市社会福祉協議会 ☎ 026-276-2687 長野県社会福祉協議会 ☎ 026-226-2036

②交通・災害遺児等福祉金

内容	交通事故又は災害事故により、父又は母が死亡もしくは国民年金法の障がい等級 1 級程度の障がい者となった時は、満 18 歳未満の児童に年額 2 万円支給されます。支給月は 8 月です。詳細は、窓口へ問い合わせください。
窓口	千曲市役所 子ども未来課 子育て支援係 (内線 1251)

③自動車事故重度後遺障がい者介護料

内容	自動車事故が原因で、脳、脊髄または胸腹部臓器を損傷したことにより、重度の後遺障がいがあり、常時または随時の介護が必要な方に対し支給されます。
窓口	独立行政法人自動車事故対策機構 長野支所 ☎ 026-480-0521

(6)重度心身障がい者・児の介護者等に対して

①千曲市重度要介護高齢者等家庭介護者慰労金

内容	重度の要介護高齢者、重度心身障がい者等と同居し介護されている方へ支給します。(原則として毎年 12 月に支給。基準日:11 月 1 日)
対象者	市内在住の重度心身障がい者等の介護者、障害児福祉手当、特別障害者手当の受給者又は、これと同程度以上の障がいを有する方の介護者で基準日(11 月 1 日)前 1 年間に介護期間が 6 ヶ月以上ある方。又は基準日前の介護期間の最終日からさかのぼって 1 年間に介護期間(前年度受給者はその年の 10 月 31 日以前の期間を除く。)が 6 ヶ月以上ある方
支給額	年額 80,000 円
窓口	千曲市役所 福祉課 障がい者福祉係 (内線 1274)

②在宅重度障害児介護手当

内容	在宅の知的障がい児を介護されている保護者に対し手当を支給します。
対象者	市内に住所を有し、療育手帳 A1・A2・B1 の交付を受けている 20 歳未満の在宅の方を介護し、基準日(2 月 1 日)前の 1 年間に介護期間が 6 ヶ月以上ある児童の保護者が対象です。(重度要介護高齢者等家庭介護者慰労金受給者、社会福祉施設等通所等扶助費受給者は除く。)
支給額	年額 80,000 円
窓口	千曲市役所 福祉課 障がい者福祉係 (内線 1274)

(7)特定疾患等患者見舞金

内容	特定疾患に係る医療費の公費負担を認められている方に対し見舞金を支給します。
対象者	10 月 1 日現在で、 (ア)特定医療費(指定難病)受給者証 (イ)特定疾患医療受給者証 (ウ)長野県特定疾病医療受給者証 (エ)小児慢性特定疾患医療受給者証 (オ)先天性血液凝固因子障害等医療受給者証 のいずれかの交付を受けている方で、かつ、市内に住所を有する方が対象です。
支給額	年額 10,000 円
手続に必要なもの	① 申請書 ② 上記(ア)～(オ)いずれかの受給者証
窓口	千曲市役所 福祉課 障がい者福祉係 (内線 1271)

(8)腎臓機能障害者通院扶助

内容	腎臓機能障がいにより人工透析療法を受けるために、通院している方に対し支援します。
対象者	市内に住所を有し、人工透析を受けるために通院している在宅の方が対象です。 *医療機関にて無料の送迎車を利用されている方は除きます。
支給額	通院距離に応じて月額 3,000 円～6,000 円
手続	① 申請書 ② 医療機関で発行する証明書
窓口	千曲市役所 福祉課 障がい者福祉係 (内線 1271)

(9)入所・通所・通園・通学者等に対して

①社会福祉施設等通所等扶助

内容及び 支給額	(1)社会福祉施設等に入所・入居し千曲市が援護をしている障がい者・児の保護者で、千曲市に住所を有する方。ただし、介護保険での入所等は除く。	13,000 円
	(2)市内に住所を有し社会福祉施設等に通園・通学している障がい者・児(入寮者を除く。)の保護者で、千曲市に住所を有する方	13,000 円
基準日 (12月1日現在)	(3)在宅で市内に住所を有し、かつ、千曲市が援護し、社会福祉施設等に通所している者・児。ただし、当該者・児が未成年である場合には、その保護者(介護保険での通所等は除く。)	日数に応じて 19,000 円 ～ 26,000 円
手続に必要なもの	① 申請書 ② 上記(3)のみ通所日数等証明書	
窓口	千曲市役所 福祉課 障がい者福祉係 (内線 1273)	

②障害児・者施設訪問看護サービス補助

内容	保護者等の付添介護の負担を軽減するため、障がい児・者施設に通園・通所する児・者のうち医療的ケア(主治医の指示)を必要とする者・児に対し看護師が施設を訪問して行う看護に必要な経費を予算の範囲内で補助します。 *詳細につきましては、下記窓口までご相談ください。
窓口	千曲市役所 福祉課 障がい者福祉係 (内線 1273)

(10)外国人高齢者及び外国人心身障害者特別給付金

内容	公的年金の支給を受けられない外国人に対して、特別給付金を支給します。
対象者	市内に継続して 1 年以上居住している外国人で、永住者または特別永住者の在留資格を有している方のうち、生活保護法に基づく保護を受けておらず、社会福祉施設へ入所していない方が対象になります。 <<外国人高齢者>> (1) 大正 15 年 4 月 1 日以前に出生した方 (2) 公的年金の支給を受けていない方 <<外国人心身障がい者>> (1) 昭和 36 年 12 月 31 日以前に出生した方 (2) 身体障害者手帳の 1・2 級または療育手帳の A1・A2 の交付を受けている方 (3) 基準日前に心身障がい者となった方または基準日以後に心身障がい者となった方で発生原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた日が基準日前である方
支給額	<<外国人高齢者>> 月額 10,000 円 <<外国人心身障がい者>> 月額 20,000 円
手続	詳細につきましてはご相談のうえ、下記窓口で申請してください。
窓口	千曲市役所 福祉課 障がい者福祉係 (内線 1272)

4 生活福祉資金の貸付けを受けるには

次のとおり各種資金の貸付けが受けられます。(実施主体:県社会福祉協議会)

内容	失業者等、日常生活全般に困難を抱え、生活の立て直しに継続的な相談支援(就労支援、家計指導等)と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付けを行うことにより自立が見込まれる世帯への貸付けや、低所得世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯に対しての貸付けなどがあります。詳しくは千曲市社会福祉協議会または、県社会福祉協議会までお問い合わせください。
窓口	千曲市社会福祉協議会 ☎ 026-276-2687 長野県社会福祉協議会 ☎ 026-226-2035

XII コミュニケーション

1 聴覚障がい者の支援システム

(1)電話リレーサービス

内容	聴覚や発話に困難がある方と聞こえる方を、通訳オペレーターが手話・文字と音声とを通訳することにより、24時間365日、電話で双方をつなぐサービスです。事前に登録が必要です。
実施団体	利用登録、利用方法、サービス内容の問い合わせ (一財)日本財団電話リレーサービス ☎ 03-6275-0910 受付時間 9時30分～17時(年末年始を除く) FAX:03-6275-0913 Eメール:info@nftrs.or.jp HP: https://nftrs.or.jp



(2)net119緊急通報システム

内容	聴覚、音声又は言語機能の障がい等により音声通報に困難がある方を対象とした緊急通報システムです。事前に登録が必要です。
対象者	千曲市・坂城町に居住、通勤、通学する方で、聴覚、音声又は言語機能に障がいがある身体障害者手帳を交付されている方、他に音声通話による緊急通報が困難であると消防長が認めた方 登録者用メールアドレス r.chikumasakaki@net119.speecan.jp
窓口	千曲坂城消防本部 ☎ 026-276-0119(代表) FAX: 026-276-9119 Eメール: chikumasakaki@fdcs.or.jp



2 情報の提供を受けるには

(1)点字・声による即時情報の提供

内容	新聞、雑誌等で毎日流れる新しい情報を、点字及び音声(電話ナビゲーション:0570-02-1802)により提供します。
窓口	(福)長野県視覚障害者福祉協会(松本市) ☎ 0263-32-5632

(2)点字広報、テープ広報の発行

内容	点字及びCDによる「広報ながのけん」「市報ちくま」「社協だより」等を作成し、視覚障がい者の希望する方に配布しています。その他希望に応じ点訳やテープの吹き込みをします。
実施主体	「広報ながのけん」…長野県視覚障害者福祉協会へ委託 「市報ちくま」「社協だより」等…市内点訳・朗読ボランティアグループ
窓口	(福)長野県視覚障害者福祉協会(松本市) ☎ 0263-32-5632 千曲市社会福祉協議会 地域支援課 ☎ 026-276-2687

3 テープ・CD・DVD・図書を借りるには

(1)点字図書、声の図書の貸出

内容	点字図書、声の図書(テープ・CD)の貸出を行います。
実施主体	社会福祉法人長野県身体障害者福祉協会(上田点字図書館) 市立図書館(声の図書のみのみ)
窓口	上田点字図書館 ☎ 0268-22-1975 市立戸倉図書館 ☎ 026-276-7001 市立更埴図書館 ☎ 026-273-2989

(2)録音図書の貸出

内容	小説や教養・娯楽に関する図書等の朗読録音CDの貸出を行います。事前に登録が必要ですが、郵送料等も無料です。
窓口	(福)長野県視覚障害者福祉協会音声事業部(長野市) ☎ 026-217-3201

(3)字幕入りDVDの貸出

内容	字幕入り又は手話入りのDVDの貸し出しを行います。
窓口	長野県聴覚障がい者情報センター(長野市) ☎ 026-295-3530 FAX:026-295-3567 (福)長野県聴覚障害者協会 ☎ 026-295-3612 FAX:026-295-3610

4 インターネットによる情報提供

(1)長野県のホームページ

内容	障がいのある方々に関する各種サービス等の情報をインターネットでも提供しております。 ・障がい者支援全般に関すること ・障がい者の自立支援及び地域生活への移行の推進に関することなど
利用方法	長野県ホームページ(https://www.pref.nagano.lg.jp/)を開きます。 「目的からさがす」「組織・機関」「長野県の組織一覧」「健康福祉部」の「障がい者支援課」をクリックします。
窓口	県 障がい者支援課 ☎ 026-235-7103 FAX 026-234-2369

(2)千曲市のホームページ

内容	「福祉のしおり」の情報をインターネットでも提供しております。
利用方法	千曲市のホームページ(https://www.city.chikuma.lg.jp/)をご覧ください。
窓口	千曲市役所 福祉課 障がい者福祉係 (内線 1274)

5 郵便料金の免除及び点字ゆうパック等の運賃

(1)点字郵便物等の無料扱い

内容	点字郵便物、特定録音物等郵便物の郵便料金が無料になります。 (速達、書留等の特殊取扱いは有料です。)
窓口	千曲郵便局 ☎ 0570-943-662 戸倉郵便局 ☎ 026-275-0200 各郵便局

(2)点字ゆうパック等の運賃

内容	点字ゆうパック(小包)、聴覚障がい者用ゆうパック(小包)、心身障がい者用ゆうメール(冊子小包)、の運賃がそれぞれ適用されます。
窓口	千曲郵便局 ☎ 0570-943-662 戸倉郵便局 ☎ 026-275-0200 各郵便局

6 青い鳥郵便葉書の無料配布

内容	青い鳥郵便葉書(無地、インクジェット紙、くぼみ入り葉書のうち 1 種類 を 20 枚)を希望者へ無料配布いたします。(受付期間が決まっています。郵便局へご確認ください。)
窓口	千曲郵便局 ☎ 0570-943-662 戸倉郵便局 ☎ 026-275-0200 各郵便局

7 NHK受信料の免除を受けるには

内容	次に該当する場合、申請により受信料が全額又は半額免除になります。	
	全額免除	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者がいる世帯で、世帯全員が市町村民税非課税の場合
	半額免除	(1)視覚障がい者又は聴覚障がい者が住民票の世帯主かつ契約者の場合 (2)身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A1・A2、精神障害者保健福祉手帳 1 級の所持者が住民票の世帯主かつ契約者の場合
注意事項	NHK のホームページ「受信料の窓口」のお申込みフォームから免除申請書を取り寄せ、証明に必要な書類とともに郵送することで免除申請が可能です。 免除基準に該当する事由が消滅した時は、その翌月分から受信料が発生します。	
申請に必要なもの	① 免除申請書 ②証明願 ③印鑑	
問い合わせ先	NHKふれあいセンター ☎ 0570-077-077 受付時間:午前 9 時～午後 6 時(土・日・祝日も受付、年末年始は除く。)	
窓口	千曲市役所 福祉課 障がい者福祉係 (内線 1271)	

8 NTT関連のサービスについて

(1) 無料電話番号案内(ふれあい案内)

内容	電話番号が無料で案内されます。ご利用には事前に登録が必要です。
対象者	身体障害者手帳(視覚障がい、聴覚障がい、音声・言語機能またはそしゃく機能の障がい(3級・4級)、肢体不自由(上肢・体幹1、2級)、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳(条件あり)のいずれかの手帳所持者
窓口	NTT東日本 ふれあい案内登録問合せ ☎ 0120-104174 FAX:0120-104134 受付時間:午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く。)

(2) FAXによるサービス

内容	下記サービスのFAX通信料が無料となります。		
	ファックスによるサービス		
	「NTTふれあいファックス」 電話の移転、ご注文、故障等のご相談をはじめ、サービスのお問い合わせ等、NTT東日本へのご相談をFAXでお受けします。	東日本エリア 0120-700133	24時間 (時間帯によっては翌営業日のお取扱い)
	「NTTファックス 104番」 電話・FAX番号のお問い合わせをFAXでお受けします。 月に1案内の場合には1番号66円、2案内以上は1案内を超える部分に99円の案内料がかかります。 (23:00～8:00は165円の料金がかかります。)	0120-000104	24時間 (年中無休)
「NTTファックス 115番」 電報の申し込みを受け付けます。	0120-789379	8時～19時 (年中無休)	
窓口	NTT東日本 ふれあい案内 ☎ 0120-104174 FAX:0120-104134 受付時間:午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く。)		

9 携帯電話料金の割引サービスについて

内容	携帯電話各社で割引サービスを行っています。詳細については携帯電話各社へお問い合わせください。 (手話サポート テレビ電話設置店:NTTドコモ長野篠ノ井店)
窓口	携帯電話各社窓口、または各社ホームページ

10 電話お願い手帳Web版・アプリ版について

内容	耳や言葉が不自由な方に、外出先で周囲の方に何かを尋ねたり、お願いしたりする際に利用いただく「電話お願い手帳を無料で利用いただけます。 「Web版」 以下、URLよりアクセスし、ご利用ください。 スマートフォン・PC向け https://www.ntt-east.co.jp/sustainability/denwaonegai/ フィーチャーフォン向け https://www.ntt-east.co.jp/sustainability/denwaonegai/mobile/ 「アプリ版」 「電話お願い手帳」と検索、ダウンロードし、ご利用ください。
お問合せ窓口	NTT東日本 長野支店 総務広報担当 ☎ 026-225-2037 FAX:026-225-4484

11 ヘルプマーク・ヘルプカードについて

内容	ヘルプマークは、援助や配慮を必要としていることが外見からでは分からない方が着用することで周囲の方に配慮を必要としていることを知らせ、援助を受けやすくするものです。
対象者	ヘルプマーク 外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている方
	ヘルプカード 障がい等があり、周囲から手助けが必要な方
手続	千曲市役所 福祉課へ申し出てください。また、ヘルプカードについては千曲市のホームページでも様式を掲載していますので、印刷してご利用ください。
窓口	千曲市役所 福祉課 障がい者福祉係 (内線 1271)

XIII 文化・スポーツ

1 県立の文化施設、少年自然の家を利用するときは

内容	県立の文化施設の主催する展覧会をご覧になるとき、施設を利用されるときは、ご本人と付き添いの介護者の方の利用料が全額免除になります。
対象施設	長野県立美術館、長野県立歴史館、県伊那文化会館、望月・阿南少年自然の家
対象者	身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、付き添いの方1名
窓口	受付で障害者手帳を提示してください。 長野県立美術館(本館・東山魁夷館) ☎ 026-232-0052 長野県立歴史館 ☎ 026-274-2000 長野県伊那文化会館 ☎ 0265-73-8822 望月少年自然の家 ☎ 0267-54-2405 阿南少年自然の家 ☎ 0260-22-3315

2 市内の文化施設等観覧料の免除

内容	市内の文化施設等の常設展と企画展の観覧料が全額免除になります。
対象施設	森將軍塚古墳館、ふる里漫画館、アートまちかど、稲荷山宿・蔵し館、さらしなの里歴史資料館、城山史跡公園(荒砥城跡)、武水別神社神官松田邸
対象者	身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、戦傷病者手帳所持者、付き添いの介護者1名
窓口	各文化施設等の受付で手帳を提示してください。 千曲市歴史文化財センター ☎ 026-214-2741 信州の幸あんずホール(更埴文化会館) ☎ 026-273-1880

3 市内の社会体育施設等使用料の減免

内容	市内の社会体育施設等の使用料が下記のとおり、減免されます。 個人での使用料は、半額免除になります。 福祉団体が利用するときの使用料は、千曲市または千曲市教育委員会の共催がある場合、全額免除になります。(共催のない場合は半額免除になります。)
対象施設	ことぶきアリーナ千曲(更埴体育館)、戸倉体育館、東部体育館、勤労者体育センター、千曲市弓道場、更埴テニスコート、東部テニスコート、上山田多目的運動場、上山田農業者トレーニングセンター、戸倉体育館グラウンド、千本柳運動場、萬葉の里スポーツエリア、千曲市サッカー場等
対象者	身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者
窓口	各社会体育施設等の受付で手帳を提示してください。 千曲市教育委員会スポーツ振興課(戸倉体育館) ☎ 026-276-1731

4 ボランティアについて知りたいときは

窓口	千曲市ボランティアセンターへお問い合わせください。 千曲市社会福祉協議会内 ☎ 026-276-2687
----	---

5 NPOについて知りたいときは

窓口	社会貢献活動を行うためNPO法人を設立する場合には、下記へご相談ください。 長野県庁企画振興部 広報・共創推進課 ☎ 026-235-7189
----	--

6 長野県障がい者スポーツ協会のご案内

内容	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者のスポーツの普及啓発 ・障がい者のスポーツ競技団体の育成・競技力の向上 ・障がい者のスポーツを支援する指導員の養成 ・障がい者の各種スポーツ大会の開催 等 			
会員	賛助会員…団体(企業等)、個人			
会費	区分	入会金	区分	年会費
	賛助会員	なし	個人	1口 3,000円
			団体	1口 10,000円
窓口	長野県障がい者スポーツ協会 ☎ 026-295-3661 FAX:026-295-3662			

XIV 選挙

1 郵便等による不在者投票をするには

内容	<p>身体に重度の障がいのある方は、自宅で郵便による不在者投票をすることができます。 (一部の方には代理記載による投票も認められています。) なお、郵便による不在者投票をするには、選挙管理委員会の発行した「郵便等投票証明書」が必要になりますので、下記の手続きにより行ってください。</p>	
郵便による不在者投票ができる方の障がいの内容	① 身体障害者手帳をお持ちの方	
	障がいのある部位	等級
	両下肢・体幹・移動機能の障がい	1級・2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がい	1級・3級
	免疫・肝臓の障がい	1級・2級・3級
	② 戦傷病者手帳をお持ちの方	
	障がいのある部位	等級
	両下肢・体幹の障がい	特別項症から第2項症まで
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障がい	特別項症から第3項症まで
	③ 介護保険被保険者証をお持ちの方 要介護状態区分が要介護5の方	
④ 代理記載による投票 上記の方で、さらに下表に該当する方は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た代理記載人(選挙権を有する者)に投票に関する記載をしてもらうことができます。		
身体障害者手帳をお持ちの方	上肢・視覚の障がい	1級
戦傷病者手帳をお持ちの方	上肢・視覚の障がい	特別項症から第2項症まで
投票までの手続き	① 選挙管理委員会に「郵便等投票証明書」の交付を申請します。	
	② 申請受付後、選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」を送付します。	
	③ 選挙の都度、「郵便等投票証明書」を添付して、選挙管理委員会に投票用紙の交付を請求します。	
	④ 請求受付後、選挙管理委員会から投票用紙を送付します。	
	⑤ 投票用紙に記載後、郵便により選挙管理委員会に送付します。	
窓口	千曲市役所 選挙管理委員会事務局 ☎ 026-273-1111(内線 5102)	



《問い合わせ先》

千曲市役所

〒387-8511 千曲市 杭瀬下 二丁目1番地

☎ 026-273-1111(代表)

FAX:026-273-8011

福祉課 障がい者支援係 内線 1274・1275・1276

E-mail :s-shien@city.chikuma.lg.jp

福祉課 障がい者福祉係 内線 1271・1272・1273

E-mail :s-fukushi@city.chikuma.lg.jp

※ この「福祉のしおり」は各種障害者手帳を交付された方を対象に作成しています。

2026・1

編集・発行

千曲市 健康福祉部 福祉課 障がい者福祉係